

第10回相良村議会9月定例会会議録

令和5年9月19日（火）開会

（第2号）

相 良 村 議 会

令和5年第10回相良村議会定例会（第2号）

令和5年9月19日

午前10時00分開会

於 会議場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

散 会

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番 川 邊 一 徳 君	7 番 高 岡 重 盛 君
2 番 坂 田 朋 美 君	8 番 小 善 満 子 君
3 番 永 田 博 人 君	9 番 市 岡 智 恵 君
4 番 徳 田 正 臣 君	10 番 黒 木 正 照 君
5 番 中 村 重 道 君	

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

6 番 西 本 巳喜男 君

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。（9名）

村 長 吉 松 啓 一 君	建設課長 大 土 手 寛 君
教 育 長 緒 方 俊一郎 君	教 育 課 長 出 合 宏 光 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君	保健福祉課長 平 川 千 春 君
会 計 管 理 者 渋 谷 美佐江 君	産業振興課長兼農業委員会事務局長 倉 田 雅 弘 君
税 務 課 長 平 田 智 博 君	

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時 00 分

○

○議長(黒木正照君) おはようございます。ただいまの出席議員数は 9 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○

日程第 1 一般質問

○議長(黒木正照君) それでは日程に従いまして、日程第 1、一般質問を行います。発言の通告がなされていますので、順番に発言を許します。4 番議員、徳田正臣君。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

○4 番(徳田正臣君) 皆さん、おはようございます。一般質問ということで、大きく 3 点通告しております。まず第 1 番目の通告事項であります、村民の声からということであります。これは前回の定例会でもちょっと駆け足的にお尋ねしたところでもありますけども、また聞き足りないところがちょっとありましたので、また改めて質問という、一般質問をさせていただきます。可能な限り、今回はシンプルな質疑応答で考えておりますので、質問もできるだけシンプルにいきますんで、答弁もシンプルに短く、結論で答弁していただければありがたいかなと思っております。1 番目の村民の声からということで、質問の要旨として、いわゆる 112 億円。これは県が相良村に対して、地域振興ということで、この数字が新聞に載っておりまして、お分かりだと思っておりますが、この 112 億円について村民の皆様方があまり理解されておられないようでありまして、ほとんどの方が、相良村に対して現金で一括して村の事業資金として貰えるというふうに思っておられますので、この点について、どういった 112 億円なのかをお答えいただければと思っております。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。今の 4 番議員のご質問の中で、112 億円が、村民の方、一括の現金だということで勘違いされているということでございますが、広報のほうで、もう前回と 2 か月にわたって広報のほうで内容については説明しておりますが、そういう方が一部おられれば、またこれから先も理解していただくような説明をやっていきたいと思っておりますが、この 112 億円につきましては、今、4 番議員がおっしゃるように、事業に対して国が支援するということですので、隣の五木村については基金で 100 億と。うちは 112 億と、もう全然趣旨が違いますので。うちが提案しました、提示しました振興策について県が、190 項目になりますが、それについて事業の支援をすると。補助をしたり、また、県営事業については直接、県がするということで、いろんな部分についてそれぞれ県、国がタッチしていくということでございます。以上でございます。

○4 番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい。答弁になっているとは思いますが、結論的には、112 億円というのは、現金で一括して村の事業に対して県がくれるという話ではないということですのでよろしいですね。

{「はい。」と、村長。}

はい。それでは、もう次に入ります。先ほど村長も言われましたけども、五木に 100 億円、相良村には 112 億円プラスアルファということの、プラスアルファをよく強調されているところではありますが、素朴な疑問として、なぜ五木、相良にだけ、これだけの高額な、県も財政難でありますのに、相良村に対しては 112 億円プラスアルファをくれるという話を、くれというか、今のくれという表現はちょっと間違いでした。地域振興として、いかにもくれるというような形で報道されているのか。どうしてそういった話が出てくるのか。村長は、なぜそうなってきたかという、この県の考え、思いというものがどこにあるかお分かりだと思っておりますけども、その点、村長ご答弁お願いします。

{「はい。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 国がどういった趣旨で支援するかということですが、令和 2 年の豪雨災害で、ご存知のとおり相良村も 404 棟の家屋が水に浸かったと、水没したということで、公費解体が 100 戸ございました。そのようなことも含めて、県のほうに、どうにか支援はできないかということで、うちが振興策を提示して、それに対して県のほうが答えられたということでございます。以上でございます。

○4 番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) 令和 2 年の豪雨災害に関連して相良村には 112 億円くださるということ、くださるというか地域振興として県が考えるということを言われましたが、となれば余計に地域というか、流域住民からするとおかしい話になってくるわけです。人吉市や球磨村のほうによっぽど被害は、

○議長(黒木正照君) 教育長、静かにお願いします。

○4 番(徳田正臣君) 被害は大きいわけでありまして、五木も被害があったと思いますが、五木のほうに 100 億円、相良に次は 112 億円。これは新聞でも報道されておりますように必ず見だしのところに出てるのが流水型ダム。ダムという言葉は抜きにしてこの 112 億円、五木に 100 億円はない。そのように地域住民は思ってるわけです。ですから、村長は、今日はこれ一般質問で、そういう場面ではございませんが、ダムについての賛否は言われてません。議会で何度もお尋ねしましたが曖昧なままで答弁がなされておられません。相良村議会、住民の代表の相良村議会、ないしは相良村民の前では。であるのにもかかわらず村外においては、ダム促進協議会に入って負担金も

払われてる。県や国に対しても、ダム推進ということを頻繁に言われて、その要望もされております。これはダムに絡んでの 112 億円としか解釈しようがない。私は、私限らずですけど、そう思っております。私が申し上げたいのは、ダムについての賛成反対は、何度も申し上げておりますけども、どちらが本当に 100 年後経ったときに正解かということは、なかなか今の人間の知恵では分からないと思うんです。これ気候変動がある。私はダム反対。もうご存知でしょうけど。村長はダム推進、現実的には。ならば相良村民の安心安全のことを考えたならば、堂々とダム推進と、それでこれだけ相良村に対しては、ダム推進をするから、苦渋の選択を五木と共にしたから、これだけのお金をくださるんだ。これで相良村の事業を進めて、地域振興やっていくんだという堂々としたメッセージを、私は伝えて欲しいんです。そのことをここで申し上げておきます。次ですけど、これはもう私の意見になりますけども、この 112 億円のうち国道 445 号の整備に 40 億円、基幹林道 27 億円、河川整備 20 億円、農業基盤整備 15 億円、合計で 102 億円なんです。これは総務課からもらった、村長もご存知の資料からそのまま引っ張ってきた、もう確認できる数字です。この 112 億円、もうほとんどが、これは村の事業ではないですね。直接的には。やはり我々が欲しいのは、村の振興として村長がやはり頑張ってくれるというためには、村の事業としてやはり県や国の補助金を持ってきてもらいたい。ところがそうでない。国道 445 号の整備が、40 億円のほとんどが消防中分署から、堤の上から、茶湯里の源泉のところから、中学校の真後ろ、茶湯里の前通って保育園の真ん前、小学校の後ろ、そして山本の田んぼを斜めにカットする形で、植竹のカーブあたりに出るという説明がありました。道路は造れば便利にはなるんです。ですけども、村長ご存知のとおり相良村は川村と四浦村が合併した時には 8,800 人の人口だったんです。多分、今の多良木町の人口に近いぐらいの人口を有していたわけですが、今はもう 4,000 人の人口です。2040 いうか、2040 年ですね。2040 年問題は、もうここであえて言いませんが、2040 年には相良村の人口は今よりも更に 1,000 人減って、これは 3,000 人を切るような村になるんですよ。人口が。ましてや、よく申し上げてるとおり T SMC ができた結果、この人吉球磨地域の労働力は吸い取られていく可能性が大。ほとんどそうなると思います。そういう動きがあります。実際。そういう中で、この 3,000 人を 2040 年に切るこの地域において、このインフラの整備というのをもうちょっと慎重に考えていく。消極的な姿勢で考えていくというのが、これは通常的首長の姿勢ではないか。これ全国的に見ても、人口がどこも、総人口から労働人口、これすべて、世帯人口から減っている中で、基盤整備というのは慎重に考えていく。村営住宅の建設も。そういう中で、国道 445 号とフルーティールードのかなり至近距離の間の、そういう先ほど申し上げた施設の真ん中に新たに道路を造る。造ると便利にはなるけども、そこまで県が投資する必要はない。私はここで明確に反対しておきます。それと基幹林道 27 億円。先ほどのバイパス道路ですね。これ 40 億円です。基幹林道の 27 億円というのは、これ

は私が現職の時から、前の村長から亡霊のごとく残ってるもので、これはもう造らないほうがいいというのが通常の首長の判断だと思うんです。もうここでこれ、この議論を深くしてたら、これだけで一般質問が時間終わりますけど、基幹林道四浦、今の大規模林道が川辺川の左岸にあるとすれば、川辺川の何の基幹林道なんて要りません。誰のための基幹林道か分からない。これも要らない。河川整備の 20 億円。これは県の仕事ですから、わざわざ数字を出すことじゃない。農業基盤整備 15 億円。これにしても川辺高原の話。これも県の事業。農地の集積事業、私の時から始めておって、そのステップ、次のステップの段階での 15 億円だと思います。そういった数字が 100 億円。村民は勘違いしている。そこんところを、私はどうしてこういう数字を県が出してきたか。これはもう人よりダムだと私思います。ですから、この大きい事業、数字に関しては、私は反対です。もうちょっと住民に寄り添った、これからの人口減少社会の中で人吉球磨、その中で相良村の村民に豊かな生活、地域づくりのためには何をすればいいかということ、もうちょっと熟慮して、議会にも相談して、私は県に要望していただきたかったかなと思っております。これは先ほど言いましたように意見であります。ここでの提案でありますんで、それはそれで聞いていただきたいと思っております。あと柳瀬の新村橋について、2 番目の質問事項です。

{「・・・、答弁はよかですか。」と、村長。}

よかです。

{「・・・。」と、村長。}

前回いただけてますし、これは一般質問ですけども、政策提言の場面ですんで答弁は要らないです。答弁が返ってこないことが分かってますから。それから柳瀬新村橋についてということでいきますが、これ①確認事項ということで出しております。これはまずは、やはり吊り橋、吊り橋だったんですね。ですからやはり地域づくりの観点から考えても、やはり私はこう、どうしてコンクリートの橋になったのか。そして架橋場所ですけども、村道平原十島線の柳瀬構造改善センターとの前に入る道、あれから、これを機会に真っ直ぐ、クランク状になるんじゃないかって真っ直ぐ、せめて川辺川を横断するようにどうしてできなかったか、もうその確認をしたいと思ったところで、これは建設課長のほうにお願いいたします。事務的なこと、もう過去のことですから。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) おはようございます。建設課長、お答えいたします。災害復旧事業として査定を受検するに当たりまして、復旧方針として、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱に基づきまして、橋梁が全延長にわたって被災しており、原形の桁下高で復旧することが著しく不適当であると判断されたため、再度被災しないよう桁下高の嵩上げをしたうえで、工法ごとの、言われました吊り橋はも

ちろんですが、メタル橋、それからP C 橋の費用の比較を行いました。その結果、経費関係の比率 100 パーセントのP C 3 径間連結T 桁を採用いたしたところでございます。架橋場所につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、これが、協議の原形復旧によりまして、被災前の位置に現施設と形状寸法、それから材質の等しい施設により復旧するというふうにありますので、被災前の位置に復旧することとしたところでございます。以上でございます。

○4 番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい。確認事項ということですので深くは言いませんが、コンクリート橋でなくとも、これは吊り橋もできたと思うんです。ちょっと国交省のほうと確認はしております。経費的にも。そして、やはり一番考えなきゃいけないのは、やはり地域づくりの観点からして、あの場所にコンクリート橋が果たして必要なのか。似合うのか。ちなみに吊り橋のほうが、大型橋で意外と強度を構造によっては高められるわけですよ。ご存知だと思いますが。関門大橋とか本四連絡橋、みんな吊り橋ですから。どうしてそこで吊り橋にしていかなかったかというのは、もう前々から言ってることでありますが、架橋場所についてですけども、架橋場所は災害復旧であっても場所は移せるんですね。今は。相良もほかの事業で場所を移転した所があると思うんですよ。元の所で原形復旧ではなくて、場所を移して災害復旧ができる。だから、たったあれだけの橋ですから、ましてや構造改善センターから真っ直ぐ中洲のほう、反対側、川辺川左岸のほうに持っていったって、向こうは家が一軒もあるわけでもないし、あそこは遊水地になるわけですので、全く問題がないどころか、そっちのほうに、上流側に振ったほうが、井沢線のほうには、まだ動線として繋がりやすいのではないかなと私は思っております。これは確認ですので、もう以上でよろしいんですが、やはり地域づくりをする時には、やはりもうちょっと地域づくりを将来のことを考えて、やはり災害復旧といえども、今、弾力的に国交省も捉えてるわけでありまして、その点、考えて欲しかったなと私は思っております。なぜコンクリート橋になったかっていうのはいろいろ噂がありますので、もう言いませんけど、コンクリート橋でなければ特定の業者さんが受注できなかったという話もありますし、そういった噂が出ること自体がマイナスだと思いますので、今後はこういった事業はもうないんでしょうけども、あったら困るんですが、どうかその点、災害復旧といえども、原形復旧の考え方もちょっと柔軟性を持って考えていただくべきことだったかなと考えております。それで2 番目の、橋梁の安全度に問題はないかということですが、これは臨時会のほうで、議会の、私は反対しましたが、議会の決議があった問題であります。入札の、これ3 番と絡んで、当初4 月の入札では6 社ですね。この上部工の話です。上部工。この橋の設計が、結局は災害復旧で120 メートルから132 メートルに12 メーター延びたわけですよ。それはそれでいいんですが、4 月の

第1回目の、この上部工の入札に対して6社が指名されたんですが、6社とも応札してないんですね。辞退してるんですよ。その理由が結局、安全性が、安定性が欠けるという可能性がある。つまり安定性が欠けるというのは安全度に疑義があるということでありまして、この専門の、この6社というのは、もうご存知、すべて橋梁の上部工の専門メーカーです。この6社が辞退したのに、どうしてそのあとの8月の8日、前回、私が反対した臨時会、その時には10社の指名をされてるんですね。10社のうちに先ほどの6社のうち1社だけはもう指名されておりましたが、4月の入札で辞退した橋梁メーカー5社を加えて10社、8月の入札では指名されてるんですね。またしても今回、実際、1人だけ応札して、落札された会社を除いて9社が辞退してるんですよ。9社が。これはやはり橋梁の安全性に疑義があるということを、安定性に不安があるということを明確に各社述べて、これだけ辞退が続いているのに、どうしてそのまんま、言葉悪いですけど突っ走られたのか。事業にスピード感は大事だし、今の村長の土木事業についての推進力というのは目をみはるものがあって、これはもう人吉球磨どころか熊本県ピカイチの土木事業推進力があると私は思ってます。これは素直に褒めているんです。本当に。ですけども、やはりこういったインフラの整備で一番大事なのは住民の安心安全、安心も含めた上での安全度をもうちょっと自治体は考えていくべきじゃないかと思うんですが、どうしてそのままこの入札を続けられて突っ走られたのか疑問に思うし、そこで国土交通省や熊本県と再三の協議をしたというふうに前回の答弁でも言われましたが、では、その業者の選定についても言われましたが、そもそも業者の指名権というのは村があって、村の責任でやるべきことでもあります。それを国や県と相談して選定したということも私は疑問に思うし、どういった協議を国と県としたのか。これはもう村長にお答えいただきたいと思っております。その点をちょっと明確にさせていただかないと、住民のこの橋についての安心感というのは払拭できないと思っておりますので。

○議長(黒木正照君) 村長でいいですか。

{「はい。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 4番議員の質問に対して、まずは架ける場所について4番議員がおっしゃったそのまま私は建設課にも言いましたし、国のほうにも言いました。現地点よりも上流のほうがいいんじゃないかと再三言いましたが、これは災害復旧で、現地点でないと復旧ができないという回答があったもんですから、泣く泣く現地点で造るということにしました。それと入札関係につきまして、それとコンクリート橋になぜしたかということですが、再三言いましたとおり、コンクリートPC橋が一番安いんだということでPC橋にした経緯がございます。以上です。その点はですね。それとこの、今言われました業者について適正な入札が行われたかということで、ちょっと文章的に長くなりますが、ようございますでしょうか。

○4番(徳田正臣君) はい、いいです。お願いします。

○村長(吉松啓一君) はい。今回、8月20日の指名競争入札に至るまでの経緯をご説明申し上げます。査定設計書に基づき令和5年4月25日に6社指名の第1回目の指名競争入札会を執行いたしました。結果は、全社辞退の不調でございました。主に辞退理由は、新村橋の幅員が2メートルで通常の橋梁より狭いことから、架設の際に有効なベント幅が確保できず仮設機材と干渉する可能性があり、安全性を確保することが困難であるとの意見がありました。よって、速やかな国交省、県と仮設工法並びに今後の進め方について三者協議を行い、その結果、仮設工法について再検討を行う必要があり、再検討業務委託を発注することが決定しました。国、県の技術的な支援も含め、再検討の結果、令和5年7月5日にクローラクレーン相吊り掛け施工法採用による変更及び河川協議についても認められました。これに基づいて、同年7月18日に九州管内でPC橋、コンクリート橋ですね。PC橋のクレーン架設施工実績のある10社を選定し、同年8月8日に10社指名の第2回目の指名競争入札を執行しております。入札日前日までに10社中、9社の辞退届を受理しましたが、1社による入札会を執行し、落札となりました。1社の入札の取り扱いの根拠ですが、地方自治法施行令第167条に明示規定はなく、地方財務実務提要の中で、指名競争入札の通知をした時は、指名に入札者が1人の場合は入札を行わない旨を明記していない限り入札を行わなければならないとなっており、今回の1社による入札に違法性はなく、適正な入札執行であったと考えております。それに追加として、指名競争入札ですので結果的な指名は役場のほうで行ったということでございます。業者の名前を国、県に聞いただけで、指名は村のほうで行っております。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) 私は、質問したのは国交省とか県とどういった協議をされたのか、協議内容についてのお尋ねしたのでありますが。コンクリート橋になったというのは安いからということおっしゃいましたけど、これはもう先ほどの建設課長の答弁でよかったんですが、安いからではなくって、本当に安いかどうか分かりませんが、高くても地域づくりと将来の相良村のことを考えたら、やはり高くたって、村長はやはり国に対して、やはりこういった災害で復旧するためには、やはり安全度を高めたうえで、吊り橋をどうしても造りたいんだということをもっと、お人好しにならずに求めてよかったと思うんですよ。私は。あそこにはもう吊り橋でなきゃいけなかったと私は思います。地域づくりの感性があるならば。それと架橋場所について、私も、村長も言ったんだけどもって言われましたけど、やはり原状回復と同じ場所じゃなくても、昔もそうですけど、特に今は場所、タイプを変えても構わない。国のほうが弾力的になっているんです。地方自治体の自立的な経営というものを、国はだいたい、国交省さんも認めるようになったわけでありまして、あれはもう、やはり真っ直ぐ行く

のが通常。村長もそれはやはり、どこまで言われたか分かりませんが、村長もそう思われたんだったら真っ直ぐ造りたいんだと。これが通常でしょう。動線から考えたって当然じゃないですかって、やはりもうちょっと強く言われていいんじゃないですか。もうここまで来たらしょうがないんですけど、それでよかったと思います。それと指名についてですけど、やはりこれはもうちょっと、先ほど言いましたように村の自立的な経営への発想を持って、やはり県に相談、それは村が指名するのは当たり前ですよ。はい。それを前提として個人的にもいろんな方に相談されることがあるかもしれませんが、やはりその、国や県と再三協議して業者を選定したという、やはりその言葉に、やはり引っかかりを、やはり議会議員として持つわけでありまして、どういった協議内容だったかなということをお尋ねしたわけなんです。形式的な経緯ではなくて。でもこれについては、もう以上でよろしいですが、やはり災害が起きれば、ある意味では災害が起きたこと自体は非常に不幸な話だと思うんですが、逆にそれをバネにして地域が発展する場面だと思うんです。ですから物事を、しっかり将来のことを考えて、議会も精一杯、私も本当にお分かりのとおり応援しているんですから。村民のためにですよ。将来を考えたら、もうちょっと地域づくりの発想が、この橋一つについても欲しかったかなという感じが私はいたします。それで、この3番に移ります。質問事項の3番です。柳瀬石倉跡についてということですが、これは産振課長に自動販売機コーナーについて、これを現状、オープンしてからこのかた、売れ行きというか、思ったとおりの、村が想定したような事業目的を達成できるような形で動いてるかということをお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい、議長。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) 議員の皆様、おはようございます。産業振興課長、お答えいたします。自動販売機については、今年度7月18日に除幕式を行いまして、販売が開始されております。今日までの売れ行きの状況なんですけど、販売開始当初から、すぐに完売する自販機もございまして、搬入業者も商品を入れるタイミングなどは非常に難しかったとのことを伺っております。現在は搬入のローテーションもある程度慣れてこられまして、売り上げも順調と伺っております。正確な売り上げの数値につきましては四半期に1度、搬入業者様のほうから報告してもらうような形をとっておりますが、8月末現在、1か月の概算の売り上げのほうを伺いましたところ、食品種類別で売上の多い自販機なんですけど、ドリンクヨーグルト類で約11万円、お惣菜等で30万円、冷凍では25万円の売り上げと、大変好調であると伺っております。以上、お答えいたします。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、課長から数字を上げて丁寧な答弁をしていただきました。

好調ということで、ある意味では有り難いわけではありますが、この石倉跡に設置した自動販売機コーナー、これは大体、そもそもが村が自動販売機コーナーを造るというのは通常はありえないわけであって、する必要もない。1,000数百万円の経費をかけて、村が自動販売機を設置したわけではありますが、この事業目的、事業の趣旨というのは買い物弱者支援ということであつたと思います。買い物弱者支援であるから村が自動販売機をコーナーを造ることに違和感がない。正当性が出てきたわけではありますが。では、村長にお尋ねいたします。この買い物弱者支援に果たしてなつてると思われるか。中身です。買い物弱者というのはご存知のとおり、高齢者等の買い物に支障を来してる、_____の支援に資するということではありますが、それに資する、した事業だと、今の段階です、もちろん、お思いにお尋ねいたします。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 当該地につきましては4番議員の地元ですので、私より詳しいと思いますが、従来あそこに商店が有って、そこがもう無くなったということで、地域の方が買い物する所が無いという話を再三聞いて、コロナ対策事業で全額を自動販売機として運営したと。買い物弱者になつてゐるのかということではありますが、あの施設ですね、車で来られる人が非常に多くて、これが買い物弱者になるかということになれば弱者にはなりません、その他の人も来られますので、少しは買い物弱者対策になるんじゃないかならうかと思っております。もう一つは、あそこにああいう品物があるという安心感があれば、緊急の時にも買い物に行かれるということで、弱者対策には少しは貢献できるんじゃないかならうかと思っております。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) 単なるドリンク販売とか自動販売機ならば、ご存知のとおり、1,000数百万かけて自動販売機コーナー造らなくても、ドリンクメーカー等が機械自体を提供する時代になってきてるんで、ほとんど経費がなくてできる事業であります。ですから私は、その自動販売機コーナーが正当性を持って、村が結局税金をつぎ込んでやるというのは、これはやはり買い物弱者支援に資する事業だということではありますが、私が見た限りでは、知ってる限りでは買い物弱者支援に、もう最初からなるものではないと。言ってみれば高齢者の方が買われてる光景は1回も見ることがないし、大体その、下手すれば、これはそれでよろしいんですが、村外の若い人が興味本位で寄って、ぱつと買つてゐるということであつてですね。ちょっとこれは、やはり民間企業的な発想でスタートすべきものであつたわけではありますが、村長も事業スタートさせる時に、自信がないとか分からないということを何遍も答弁されていましたが、今後はそういった言葉が出ないように、ちゃんと事業の必要性、相当性的なものを含めて民間企業的な発想でやるべき事業と、やはり役場がやるべき、あまりコストも考え

なくて、言葉悪いですけど、やる事業とをちょっと峻別して、やはり事業をやっていく必要があるかなと私は思ったところです。ちなみに、売れてはいるんでしょうけど、売り切れがやたら多くてですね。朝行って売り切れ、業者が来られてるのに、また昼行って売り切れ、夜も売り切れ、これは多分もともとが、自動販売機の中に在庫があまり入ってないからかなと思ったりします。ですから、防犯ビデオが付いてるから多分、顧客層の解析は出来てるのかなと。どれだけのメモリでビデオ撮られているかわかりませんが、その点のちょっと分析をして、私は、もう造った以上はやはり成功させていきたいと思っています。が、あそこの対角線上、もう目の前にコンビニエンスストアができる予定がありますので。その情報も多分、村長に入ってなかったかと思いますが、非常に厳しい経営になってくるかなと思っておりますが、それまでにどうにか工夫して、当初の予定どおり、やはり相良村内の農家の方の、生産者協議会の方の野菜等が入るという答弁でありましたので、村長が想定された事業が今からでもどうか執行できるように頑張ってもらいたいかなと思っております。決して失敗を喜んで一般質問してるわけではないわけでありますので、その点ご理解ください。それで、2番目のコミュニティ施設ということではありますが、これは、選挙時の公約では村営住宅ということでありましたが、いつの間にかコミュニティ施設ということに一転して変わっていきましたが、その点の、地元でもやはり村営住宅を期待されてる方がいらっしやったんです。ですが、いつの間にか変わってしまったことに住民の方が、やはり説明が足らないという方もいらっしやるわけでありまして、もうちょっと説明が必要だったかなと。明確に選挙時におっしゃってたわけでありますので、その点、改めてもう一度申し上げておきます。でもそのことはそれでいいんですが、これは村長が常々おっしゃってますように、あそこはL2なんですね。どうしてL2に公共施設のコミュニティ施設を村が造るのか。そして地元からの、村の施設としてのコミュニティ施設を造ってくれという要望は全くと言っていいほど無かったはずなんですね。全くって言っていいほど無かったというのは、個別的に村民さんが言われても、それは地域の総意としての要望ではありませんから、区長さんなり、一定の団体の署名があってコミュニティ施設を造ってくれってという要望は全く何もなかったわけでありまして。それでいきなり突然コミュニティ施設を造ると言い出された経緯、思いでもいいです。それとL2なのに、L2には公共施設は造れないと再三言われていますが、どうしてあそこにわざわざ公共施設としてのコミュニティ施設を造るようになったかをちょっと説明してもらいたいと思っております。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 4番議員、言われましたとおり、私はもう当初、向こうに村営住宅を造るということではおりました。それで、災害によってL2になったものですから、公共施設がもう全然造れない状態になりまして、どうにかしなければならぬということで、コミュニティ、2メートルほど上げて、奥のほうを、コミュニテ

ィーセンターにしようということになりました。コミュニティセンターについては地域から、地域の座談会でもそれは造ってくれという話が再三きておりましたので、それに基づいた格好もございしますが、大変言いにくいんですが、4番議員が村長されている時にも、あそこは柳瀬地区の中心として施設を造るという話でございましたし、その前の矢上村長の時には平原公民館を、そこを道を通して、あそこに村の施設なりを造るということで、もう私で三代目でございますので、あの地区の方々はどう当然、誰がなってもあそこにコミュニティセンターを造るんだということで思っておられるようでございますので、私はその点を引き継いでやっていこうと考えております。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) 話が随分と違うんですね。コミュニティ施設は村の施設。そして、地元の施設としての公民館問題というのが妙に絡んで混乱してる方もいらっしゃるんです。ですから、公民館は老朽化してる、もう説明を要しないぐらいご存知でしょうけども、老朽化しておりますので、村道平原十島線が、またこれがどっちでどうなるかが、またはっきりしない。住民からすれば、村長の説明が住民によって言うことが違うからです。住民によっては、まだ村道平原十島線が真っ直ぐ柳瀬橋の所に行くっていう人も思ってるし、いやいや違うよと、村道平原山江線のほうに繋ぐんだと、動線が変わるんだというふうに思ってる方がいらっしゃるわけでありましてですね。とすれば、公民館問題というのが非常にそれによって左右されるわけです。ですから、ここでは地域のコミュニティ、公民館問題ではなくって、あくまでも村の施設としてのコミュニティ施設の問題なんです。ましてや私が現職の時には、ここはL2の問題はなかったですから。ご存知のとおり。でも今でも、L2であったにしても、もうあの時に造っておいたならば、石倉も含めてですね。私はあの時、議員されてましたけど、あの計画をすべて、進めてきた土壇場になって反対されて、石倉を解体撤去されたというのは、これはもう本当、全国的に珍しい。これは申し訳ないですけども、これはもう地域づくりとしては完全に蛮行で失政だというふうに思っておりますが、そのことは一応ここでいいんですが。コミュニティ施設をどうしてL2の所に造るかですよ。あそこに造らなくてもいいわけですよ。仮に百歩譲ったにしても、コミュニティ施設は地元が要望しておりません。基本的には。スタートしてから、これは公民館とコミュニティ施設を自分たちで使えるならば、これが代替施設として楽ちんだなど。管理もしなくていいなという話になってただけであって、これ後からの話であります。ですから私が申し上げたいのは、コミュニティ施設をどうしてあえて洪水時の浸水想定区域L2に、どうしてあそこに造らなきゃいけないのか、他の立地を考えるべきではなかったのかという素朴な疑問なんです。絶えずL2には公共施設造れないとおっしゃってるのに。でも実際、県の管理機関ですけど、廻には

L2のところに、公共施設を造られるわけですので、そのところの物事の整合性が、目的が違うからではなくって、公共施設で住民の安心安全を守ることに関しては同じでありますので、そのところの整合性も含めての説明をしていただければなと思っております。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) コミュニティ施設は、もう再三言いますけども、地域の方々も希望はされております。ただ、おっしゃるようにL2で、私どももL2の所に施設を造るかどうが大変迷いましたが、ご存知のとおり相良村の一番一等地でございまして、ましてや村有地と。有効な村有地を利用したいということが一つありまして、そのためには、あそこを上げなければ災害復旧、避難路の国の補助事業も該当しないものですから、2メートル近く上げれば、その補助事業が該当しますし、上のコミュニティセンターにつきましても仮設住宅の再利用ということで、両方、国、県の事業等を利用できますので、そういうところで向こうに、まず村有地に造ろうということで決定いたしましたし、地域の方々もそこが一番利便性があるんじゃないかなという話もありました。まして、あの地域、一等地ではございますが、なかなか村の村営住宅もいろいろ探しておりますが、なかなか良い場所がなくて、ご存知のとおり、場所は良いんですが、そういう大きな駐車場を含めて建てる所がまず無いと。あそこが一番良いと、利便性が有るということで今の場所に決定いたしました。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長、最後です。

○議長(黒木正照君) はい。4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。偉そうに言うわけではないんですが、やはりインフラ整備とか、そういった定型的、固定的な事業というのは、これはある意味ではもう職員、建設課のスタッフあたり、総務課ないしは産業振興課長とかが頑張って定型的にやればいい仕事ではなくって、地域づくりは、やはり感性が求められると思うんですね。ですから先ほど言いましたように、石倉を解体したのがもうその間違いで、それで補助金がもらえたから造るじゃなくて、もう補助金もらえるから造るじゃなくて、補助金は要らないから、将来の相良村の地域づくりのこと考えたら、ここにこういう施設を造った方が絶対いいだろうという考えをもうちょっと持つべき。定型性のあるような事業ではないところに、やはり地域づくりの感性と豊かさというのが出てくるんじゃないかなと私は思うわけであります。これはもう一般的。ですから、今、非常にこの市町村地域づくり、人吉球磨というのは、ご無礼ですけど令和2年の災害以降、随分地域社会、政治が変わってきたなという感じがいたしますけども、こういう時だからこそ、やはり村長の感性力を生かして、将来も後悔しないような地域づくり、施設を造って欲しいんです。あそこの柳瀬石倉の跡地というのは、相良村にとって本当に最初で最後の、もう唯一の好立地なんですね。ですからL2があるからといって2

メートル嵩上げしてコミュニティ施設なんか造らずに、コミュニティ施設も必要かもしれないませんが、そこもはっきり言ってコミュニティ施設だったらどこでもいい、あの近辺だったら。そうじゃなくて、あの立地をもうちょっと生かすことを考えて欲しいわけです。もう2メートル嵩上げしてあそこにコミュニティーセンターを造った時には、もう後の地域づくりのデザインができなくなる。ただもうちょっと、県道水上人吉線も含めて村道平原十島線も含めて、今度、村道平原十島線がどういった動線になるか、まだ明確じゃないですけど。地元には。それも含めてきっちりしたグランドデザインを練って時間かけて、急がなくていいですから、もうここまで来れば。村長の任期は来年の3月までですけど。後々、やはり吉松村長が良い仕事したいなということを、あんまり急がずに、すばらしいグランドデザインを練って、やっていただきたい。これは私が柳瀬の地元だから言うのではなくて、相良村全体、錦とか五木も含めたうえで考えるべき事業だと思います。五木には五木の素晴らしい施設があります。錦にも海軍航空基地があります。点と点を結び合わせて面にしていかないと、1施設だけではもう残れないわけでありまして、もうちょっと考えて欲しい。今からでもまだ間に合うと思います。目先の補助金の数千万円なんて要らないというぐらいの気概を持って、私は、今後はやはり村長として村づくりをしていただきたい。ですから、このコミュニティ施設については地元でも歓迎してるところがあります。もう村の施設ならば、もう掃除もしなくていい。草むしりもしなくていい。それじゃ駄目なんです。自分たちの公民館ぐらい自分たちで、やはり管理するぐらいの住民力を上げていく時代なのに、住民力を削いでいくような政策を村がとってはいけなかなと私は思っていますというか、もうこれがスタンダードな首長の考えではなかろうかなと私は思っておりますので、どうか、この石倉跡地というのは、もう貴重な立地でありますので、コミュニティ施設を造ることは、もう私は反対であります。地元の人から批判されても反対であります。どうかこの点は、今後再考していただくように、これは私の提案としてお聞き願えればと思っております。以上で私が予定しておりました三つの質問は終わらせていただきます。以上です。

○議長(黒木正照君) 答弁よろしいですか。

○4番(徳田正臣君) 答弁してもよかばってん、またすぐ俺・・・ばい。もうなかと思う。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分からです。5分からです。すみません。

○

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○

○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き一般質問を再開します。次に、1番議員、川

邊一徳君。

{「はい、議長。」と、1 番議員。}

○1 番(川邊一徳君) 1 番、川邊です。それでは、通告書に基づき質問をさせていただきます。1 点目、鳥獣害対策、サルについて質問いたします。今回、地区ごとに座談会を実施され、その中で多くの地区から意見が出ました動物の被害について、サルを限定してお尋ねいたします。野生のニホンザルにおいては昔から被害に悩まされており、昭和 60 年に 2 日間にわたり、五木村、相良村、旧須恵村、旧深田村、4 か村で一斉に分布調査を実施され、相良村藤田地区においては 60 頭。深水から初神、六藤、四浦西側においては 50 頭。北嶽を中心に袴谷、大谷、晴山、旧須恵、深田、四浦東側に 50 頭を生息し、今後、南下傾向にあり、サルの被害地域が拡大すると懸念されていた状況で今日に至っております。サルの行動範囲が変化し、食べ物が容易に入手できる里山や集落に猿が出現し、農作物に対する被害が出ており、住民の方がそれぞれ対策をされているところです。幸いにして人的な被害については、まだ聞いておりませんが、人と動物との距離が近くなれば被害が発生するリスクが高くなり、子供が被害に遭った場合には、外傷的なものと被害に遭った恐怖があります。令和 4 年度に相良村鳥獣被害防止計画を策定され、その中で令和 5 年から令和 7 年度までに 300 頭、年間 100 頭を捕獲する計画を立てられておりますが、過去 3 年間の実績を見てみますと、令和 2 年に 51 頭、令和 3 年に 38 頭、令和 4 年に 24 頭と、合計 113 頭であり、なかなか捕獲が難しい状況ではないかと感じます。ちなみに、隣の山江村では、令和 3 年に 12 頭、令和 4 年に 31 頭の駆除の実績があるそうです。そこで、行政として把握されているサルに限定した被害状況について、産振課長にお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) 産業振興課長、お答えいたします。近年、村内全域に、今ご質問あったように、民家の近くでもサルの出没が確認されております。農作物被害にとどまらず、児童生徒の通学時の安全面を不安視する声も上がっております。今現在のところ人的な被害は報告はございません。以上、被害状況をお答えいたします。

○1 番(川邊一徳君) はい。議長。

○議長(黒木正照君) はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) はい。人的には被害がない、報告されていないということです。相良村鳥獣被害防止計画を見てみますと、令和 3 年度の被害状況としましては被害額が 28 万 7,000 円。面積的には 0.3 ヘクタールということですが。全域的にサルが被害を及ぼすわけではなく、多分一つの地域、エリアの中の一部ということで、このように、面積、金額的に少なくなっているのかなと思います。感じ的にはもっと被害額が多いような感じがするんですけども、この被害の状況について、この被害はどういうふうに求められているのかお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) 今ご質問がありました点におきましては、現在細かな数値等はありませんが、今、県のほうにはサルの被害、先ほど申し上げられました、面積的にまだ小さい部分のですね、そういった報告はしているところでございます。以上お答えいたします。

○1番(川邊一徳君) はい。議長。

○議長(黒木正照君) はい、1番議員。

○1番(川邊一徳君) はい。被害に遭った場合、農家さんから連絡があったり、目撃情報等があった場合、連絡等が行政のほうにあると思いますけれども、その時の対応についてはどのようにされているのかお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) 産業振興課長、お答えいたします。現在、相良村のサル被害の対策の捕獲隊員は13名いらっしゃいます。熱心に捕獲活動に取り組んでいただいております。4月から8月の5か月間で8頭の捕獲が確認されております。前年はこの時期、6頭でございました。その他、対策としましてロケット花火の無償配布や捕獲免許取得経費補助金などを出して対策を行っております。サルをまず見かけたら追い払うなど、人間が怖い存在であると認識させることも重要であるということでお聞きしております。お墓のお供え物や収穫されなくなった柿の木など、気づかないうちに餌付けをしている場合もあるということです。その辺りも住民の方には対策として広く周知していこうと考えているところです。以上、お答えいたします。

○1番(川邊一徳君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、1番議員。

○1番(川邊一徳君) はい。次に、対策についてお尋ねする予定でしたけれども、先に対策を言われましたので、民家の近くの捕獲となると様々な制限がありますので、十分注意をお願いし、対策についても一度お尋ねいたします。ある程度の比較はできたとしても、動物の繁殖は止められませんので、どんどん動物の行動範囲が変わり、住居への侵入なども考えられます。今は地元の方で、先ほど言われましたとおり、追払い作業を実施され、少しでも被害が少なくなる努力をされておりますが、住民主体で行うには制限があります。失礼しました。限度があります。また、家庭菜園だけではなく生業でされている方にも被害が拡大し、経営力の低下にも繋がるのではないかと考えるところです。そこで、捕獲するには限度が、限界があります。行政として、今されている対策以上に何か検討されていないかお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

○産業振興課長(倉田雅弘君) 産業振興課長、お答えします。現在、特にサルの被害

の対策としましては、非常に混乱しているところが現状でございます。先ほど広報等により周知する、一応対策はとっているんですけども、行政独自でできる対策というのが、もう大体決まっております、その点、皆さん独自、住民の方でやっていただくこと。例えば先ほど言うておりませんが、畑なんかにも肥料として残飯等を廃棄されるところもあるようです。そういった場合に、穴を掘ってしっかり埋め込んで適切な処理をしていただいたりとか、とにかく餌があるという所に現れますので、そういった所がないように、まず、周知の方を徹底していこうと考えております。以上、お答えいたします。

○1番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1番議員。

○1番(川邊一徳君) 捕獲するには限界がありますので、共存する、住み分けするなど考える取組みをしていかなければ、今後は難しいのではないかと思います。山林の一部に柿や栗、サルの好物なものを植え、サルが住宅まで降りてこないような工夫をしたり、里山においては、他の地域で実施されている、ヤギの動くものをじっと見つめる習性を生かした放牧。サルはじっと見つめられることが苦手で、山に帰って行くそうです。また、村長が議員時代に言われていたモンキードッグや猿目撃アプリ、報告アプリなどを利用し、目撃した方が位置情報や、およその頭数を登録しシェアするなど、不特定な方が協力できる体制をとることで、村内全域の情報が入手できます。そして追払いにおいても、今行われている1軒の方だけが行うのではなく、いつも追い払われてる方がメインに、運動会で使う大きな爆竹を鳴らし、それを聞いた周辺住民の5、6軒の方が一斉に、今使われているような爆竹を鳴らし、地域を挙げて追い払うことが大事かと考えます。また、工夫していかなければ、サルは知恵がありますので、どんどん侵入し、歩いてすれ違うようになるかもしれません。そうなる前に少しでも対策をしながら食い止める必要があると思いますが、村長は、いかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 今の内容については課長が説明しましたが、1番議員が言われました地域で、大きな爆竹を鳴らして一斉に追い払うというアイディア、これは大変有効じゃなかろうかと思っております。行政的にどうやっていくのか、今後検討しなければならないと思っておりますが、もう一つ、相良村は川辺川の段丘といいますか、川辺川の上が水田の段丘、その上が高原から知敷原まであるんですが、その間に斜めに樹木があって、それをサルが渡り歩くということで、サルの習性からすると木がある所は安全だという話を聞いておりますので。火事で言いますと防火帯。そのような所を、村有地を今ちょっと検討しております。ただ、まずは深水、柳瀬地区から随時防火帯、サルの来ない、木を植えない地域ですかね、100メートルぐらい。そこをし

たいなということで、今、係に検討をさせております。それが成功しますと、随時、上流の方に造っていけば集団で来ることが少しはなくなるんじゃないかなろうかと。それと果樹等、その間ですね、自然の果樹等も伐採してもらおうとか、あるいは、できないときにはどういうふうなことでやっていくか。もうそれも含めてですね。このサルが、今度は人間の方が囲いの中に入らなければならないということになりますので、早め早めの対策をして、また、うちが実験できる部分はですね。私も1回、国会議員とかいろんな人にサル対策が、先進地はありませんかと聞いたところ、球磨郡が一番先進地だそうで。これじゃあなと思ってですね。その中でも相良村が、またアイデアを出してやっていければと思っておりますが。サルの習性もいろいろあるんでしょうけども、鉄砲を撃てば撃ったで、地域の人がすぐ警察に電話されるそうですから、そういうのも含めて地域全体でいろんなことをやっていければと思っております。先ほど、繰り返しになりますが、その防火帯といいますか、それをどこかに設置するような形を今考えておりますので、実現できれば、その効果も分かるんじゃないかなろうかと思っております。以上でございます。

○1番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1番議員。

○1番(川邊一徳君) はい。サルは毎日、今日は何を食べるか、どこに行くか考えておりますので、先ほど言われた伐採区。列状的に伐採して木同士が隣り合わせにならないような対策。全域にしますと、かなりのコストがかかりますので、まずはモデル的に一部の地域で実施して行い、検証していただき、良かったら相良全域に増やしていただき、少しでもサルによる被害が減るようお願いし、次の質問に入ります。2点目のジャンボタニシについてお尋ねいたします。毎年毎年、農家の方が悩まれており、どやんか対策がないかと考えられております。初田起こしから始まり、畔を塗り、田起こし、荒代、植代と幾度となく起こし、やっとの思いで田植えができるようになり、植えたすぐからジャンボタニシがやってきて柔らかい苗を食べ、今までの苦労が一瞬にして奪われてしまいます。現在、どの地域に被害が多く出ているのか、状況についてお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

○産業振興課長(倉田雅弘君) 産業振興課長、お答えいたします。村内のジャンボタニシによる水稻の作物被害なんですが、今、村が把握してる所は四浦の一部、標高が高い山手、夜狩尾地区なんですが、他の所は、まだ報告いただけてないんですけど、あとはほぼ全域で苗の食害のほうを確認されており、ジャンボタニシが多い柳瀬とか、多い圃場では、多大なる被害が出ている圃場もございます。以上、お答えいたします。

○1番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1番議員。

○1番(川邊一徳君) はい。植えてから10日ほどもってくれば、あとは草を食べて

くれるので、特に大きな害はないとのことですが、毎年のもので非常に苦勞されています。村内の山手、夜狩尾地区以外全域に発生しているということで、次に、駆除についてお尋ねいたします。現在はその対策について、今後どのように検討されているか。対策があればお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) 産業振興課長、お答えいたします。ジャンボタニシは、もともと食用を目的に台湾から入ってきて、日本各地で養殖されていて、日本人の嗜好に合わなかったということで需要が伸びずに大量のジャンボタニシが捨てられたことで野生化しまして、東北以南の暖かい地域で生息するようになりました。水田の作物を主に食害するようになったと言われております。田植え後、対策としては 2、3 週間後の柔らかい稲、先ほどもおっしゃいましたが、被害に遭いやすい状況です。反面、苗がある程度育つと食害が止まり、今度は逆に雑草を減らす効果もあるようです。根絶させることは非常に難しいと言われておりますが、現在のところ効果的だと言われている駆除対策としては、苗をある程度成長させてから定植することや、取水口に網を設置して圃場内へのもともとの侵入を防ぐこと。他には、圃場でジャンボタニシの卵ですね、ピンク色で目立つ卵を見つけたらすぐに駆除をすると。成虫を駆除する場合は、人にも感染する寄生虫もあるということなので、できる限り素手では触らないように気をつけて駆除していただければと思います。あと、石灰の散布も有効だということです。水を張った状態でないと効果がないということでした。それと、これが一番多いと思いますが、皆さんがされているのは薬剤の散布だと思います。薬剤の利用の際は下流域にも配慮し、必ず登録されている薬剤を利用して、適切な利用をお願いしたいと考えております。以上、お答えいたします。

○1 番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) はい。対策について、面的、区域ごとに実施しないと、効果が出にくいと思います。一気に実施するのは難しいと思いますので、まずは多い地域に水路の泥上げや、ジャンボタニシの寒さに弱い特性を生かした、冬の寒い時期に起こしたり、面積や地番も分かっていますので、田植えの時期に薬剤の補助を行うことや、補助が難しかったら、散布にドローンを活用し、ドローンの散布の補助など様々な取組みができるのではないかと思います。村長はどのように、ジャンボタニシ対策についてお考えかお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) いろんな対策といいますが、このジャンボタニシの性質、これはスクミリンゴガイという名前だそうですが、大きな成虫といいますが、大きな貝になった場合は、土の中に潜らない。小さいものは潜ると。それと今、卵の、ピンク色

の卵がつくんですが、もうこれは、私どもも水田よりも外にやるんですが、あれは水の中に入れたならば死ぬそうですから、そういうことかということで、ジャンボタニシの性質を見て、それはそれで農家の方に普及をしなければならないと思ってる。今言われた、1 番議員が言われた冬場の耕起、耕しですね、それも有効的であるし、できるだけ水が無いような形をされされたらと。特に二毛作等をされる耕地については少なくなるんじゃないかなろうかと思いますが。ジャンボタニシも球磨郡には八代から来て、錦に行きまして、橋を渡って相良の南に来たと。これ何で渡るかといいますと、トラクター、あるいはそれについてる水田車輪、水田車輪といいますかロータリー、田植え機、それに卵等が付着して、それから増えていくもんですから、今言いました山手、夜狩尾については、まだ委託の農家がそこまで上がられないから、結果的にはジャンボタニシがいないと。もうほとんどの、四浦まで、もう個人的に耕しとかできない、コンバインも含めてですが、収穫もできないところが多いもんですから、そこはもう委託されて、委託されればそこに増えていくということになりますので、なかなか重点的な駆除ということは難しいと思いますが、そういう習性を生かして少しでもやっていくと。それと、稲も大きくなるとということで、5 葉、5 枚になればなかなか食わないそうですので、私も作っておりますが、やはりジャンボタニシにやられますが、早く植えると少ないと。ただ、水が深水にすると動きが活発になるそうで、2 センチ以上にすると活発になるということで、私も田んぼを作ってますね、平らにならないもんですから、ジャンボタニシで被害あった所はやはり深い所。深水になっている所がやられますから、やはり均等にならすことも必要だし、2 週間水がないと死ぬということになりますので、そういう性質を考えてやっていけばと思っております。それと、駆除については、昔から一番効くのは椿油のカスが一番効くということですが、これを撒くと違法ですので。また、河川等にも影響が出ます。ただ、JA が市販されている駆除剤ではなかなか効かないという話も聞いておりますので、河川に影響のない農薬といいますか、それであれば補助もできるんですが、今のところ農薬に対しての補助は考えておりません。ただ、ドローン等で駆除をするという場合について、ドローン対策としてどういう補助ができるか、今後、検討課題ということでお答えしておきます。以上でございます。

○1 番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) はい。村長もジャンボタニシにおいては自分で実証、特徴、特性をよく調べられ、自分で実験されているみたいですので、今やっとなら作ってらっしゃる農家さんたちがかなり大多数いらっしゃり、その方達が植えてすぐから、そういうふう被害に遭うようでは営農意識、営農意欲が無くなり、耕作放棄地が増えることで獣害の住処となるなど、マイナスの被害が大きく出てきますので、これからは日本一の清流川辺川で育ったおいしい相良村の米が食べられるように、今後も農業に力

を入れていただき、今、検討すると言われたことについて、今後もよろしく願いたいし、質問を終わります。

○

○議長(黒木正照君) 次に、9 番議員、市岡智恵君。

{「はい、議長。」と、9 番議員。}

○9 番(市岡智恵君) 9 番、市岡です。今回 3 件ほどの通告書を提出しておりますので、それに基づきまして質問をさせていただきます。まず 1 点目。税の徴収及び不納欠損について。令和 4 年度における税の収納額が確定しておりますが、各税目ごとの動向や増減等の分析による内容と各税目の徴収率について、税務課長にお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、税務課長。

{「はい。」と、税務課長。}

○税務課長(平田智博君) おはようございます。税務課長、お答えします。令和 4 年度の税の徴収率につきましては、令和 4 年度相良村決算審査意見書の 10 ページ、表 11 のほうに村税の収納状況として提示されておりますので、これに基づき税目ごとの徴収率をご報告いたします。村民税の個人が 95.2 パーセント、村民税の法人が 98.5 パーセント、固定資産税が 93 パーセント、軽自動車税が 94.9 パーセント、市町村たばこ税及び入湯税は 100 パーセントで、合計の徴収率は 94.6 パーセントでございます。これを令和 3 年度の徴収率と比較してみますと、合計で令和 3 年度は 93.4 パーセントでしたので、徴収率は 1.2 パーセント増加しております。その要因としましては、平成 30 年度に導入しました滞納整理支援システムを活用して、現年度課税分の徴収強化、滞納繰越分の圧縮、執行体制、進行管理体制の充実を継続して取り組んできたことが徴収率の増加に繋がっていると考えております。続きまして、国民健康保険税の徴収率につきましては、令和 4 年度の相良村決算審査意見書の 17 ページの表 3 に基づきご報告いたします。一般被保険者の現年度分が 95.4 パーセント、一般の滞納繰越が 8.7 パーセント、退職被保険者の滞納繰越が 1.4 パーセントで、合計の徴収率は 67.1 パーセントでございます。これを令和 3 年度の徴収率と比較してみますと、合計で令和 3 年度は 68.2 パーセントでしたので、徴収率は 1.1 パーセント減となっております。ただし、徴収率は前年より 1.1 パーセントの減となっておりますが収入未済額は 390 万円ほど減少しており、村の村税滞納整理方針に基づいた成果が見られています。また、その成果を現すものとして、県が作成した決算データの中で、平成 30 年度、5 年前と令和 4 年度の徴収率を比較した上昇率につきましては、村税のみの場合、また、村税に国保税を含んだ場合ともに、県内で相良村が一位という結果が出ております。平成 30 年度に滞納整理支援システムを導入しておりますので、その成果が徐々に現れているところでございます。以上でございます。

○9 番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、9 番議員。

○9番(市岡智恵君) はい、ただいま税務課長より答弁をいただきましたが、徴収において、過年度の滞納額の増大が直近の課題でもあります。過年度の徴収等を踏まえて、徴収計画に基づき、徴収業務の体制及び業務内容についてどのように進められておられるのか税務課長にお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、税務課長。

{「はい。」と、税務課長。}

○税務課長(平田智博君) 税務課長、お答えします。徴収業務の取組計画につきましては、毎年度策定している相良村村税滞納整理方針の中で、その年度の基本方針と目標収納率を設定しております。滞納整理は迅速に行うことが重要であり、本村では同方針の中で三つの優先順位を定め、税負担の公平性はもとより実質的な収入の確保と滞納額の圧縮に向けた取組みを積極的に実施しているところでございます。優先順位の一つ目は時効成立の阻止であります。年度当初に翌年の6月30日までの時効成立一覧を作成しまして、12月末を目途に滞納整理を進めております。二つ目は現年度分の徴収強化になります。納税通知書、督促状を発送しても納められなかった方に、年4回、8月と10月、11月、3月に催告書を発送いたします。催告書を出しても指定した期限までに納付がない場合は、電話催告や、不在の場合は臨戸を実施しまして早期に滞納者と接触するよう努めております。三つ目の滞納繰越分の圧縮につきましては、県との連携により村県民税を中心とした高額困難案件の滞納整理を進めており、納税の催告にもかかわらず納付や相談がない滞納者に対しましては、預金調査や給与照会などの財産調査を行い、財産が確認できましたら直ちに差し押さえ等の滞納処分を執行して参ります。また、財産調査によって無財産、生活困窮、所在不明が確認できた場合は、執行停止要綱に基づき速やかに滞納処分の執行を停止するように努めております。以上でございます。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵君) はい。答弁をいただきましたが、先ほど、徴収率は県内、相良村が一位ということで、課長はじめ、職員の方の努力の成果だと思います。住民税においては、村民の所得の減少や、農業所得の低迷など、様々な理由が考えられると思います。令和4年度相良村決算審査意見書によりますと、村税の収納状況について、不納欠損額が115万9,498円で、収入未済額は2,179万8,177円となり、不納欠損額は前年度と比べ90万8,823円の減となっております。件数は30件と増えている状況であり、特別会計では、国民健康保険税が12件、431万8,498円と計上されております。各税目について不納欠損内容について、税務課長にお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、税務課長。

{「はい。」と、税務課長。}

○税務課長(平田智博君) 税務課長、お答えします。令和4年度の不納欠損の内容に

つきましては、令和4年度相良村決算審査意見書の10ページの表12に内訳が記載されておりますので、これに基づき説明をさせていただきます。不納欠損の合計件数は全部で30件でございますが、その内訳は、村民税が9件、固定資産税が11件、軽自動車税が10件、金額の合計は115万9,498円でございます。不納欠損処分の理由としましては、地方税法第15条の7第4項に係る執行停止後3年経過して消滅が4件。同法第15条の7第5項に係る執行停止後、即時で消滅が2件。同法第18条に係る執行停止中に通常の5年経過で消滅が24件でございます。これらはすべて執行停止をかけていたものであり、相良村村税等の滞納処分の停止事務取扱要綱に基づき、県の指導も受けながら適切に進めているところでございます。続きまして、執行停止の理由を税目毎に申し上げますと、村民税、先ほど言いました村民税9件につきましては、無財産が4件、生活困窮3件、所在不明2件によるものでございます。固定資産税11件につきましては、無財産が7件、生活困窮3件、所在不明1件でございます。軽自動車税10件につきましては、無財産が3件、生活困窮5件、所在不明が2件でございます。また、国民健康保険税の不納欠損の内容につきましては、同じく審査意見書の17ページの表4に基づき説明をさせていただきます。不納欠損は全部で12件、金額は431万8,498円ありますが、不納欠損処分の理由としましては、地方税法第15条の7第4項に係る執行停止後3年経過して消滅が1件、同法第18条に係る執行停止中に通常の5年経過で消滅が11件でございます。12件の執行停止例を申し上げますと、無財産が4件、生活困窮7件、所在不明1件によるものでございます。以上でございます。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵君) はい。ただいま税務課長から答弁いただきましたけれども、不納欠損処分の内容について答弁いただきましたが、関係課長との、介護保険については、審査意見に明記してありますので、内容が分かりましたので。先ほど、地方税法第15条に基づく様々な理由により不納欠損処分を行っているとのことですが、安易に不納欠損を出さないように、執行停止要綱を遵守し、徴収を諦めることのないように、徴収業務を適正かつ公正に行い、時効を成立させないように取り組んでいただきたいと思います。2点目に入らせていただきます。村内、児童生徒の生活状況について。村内小中学校においては8月末に2学期の始業式を迎え、校舎には日焼けした子供たちの声が響き、再び賑やかになっていると思います。多くの子供たちが久しぶりの旅行やレジャーなどで夏休みを満喫する中、孤立感を深めている子供もいるかもしれません。新学期に入り、学校中心の生活に戻る夏休み明けは、いろいろな問題が発生する時期でもあります。村内小中学校において、子供たちの学校生活の状況について、特に注視する点が見受けられことはないか。また、把握されていることがあれば、教育長によろしいでしょうか。お尋ねします。

{「はい。」と、教育長。}

○議長(黒木正照君) はい、教育長。

○教育長(緒方俊一郎君) 教育長、お答えいたします。通告をいただきました時点では全く問題なく、元気に子供たちも学校へ通っているという状況でございましたけれども、コロナとか、インフルエンザも収まっておりまして、まだ暑い日は続いておりましたが、9月15日の金曜日に、午後6時30分ごろであったということですが、村内、川辺地区ですけれども、中学生の3人の女子生徒が帰宅中に、若い男性に、自転車に乗った男性に声をかけられたという事例がございました。保護者が学校に連絡をいたしまして、学校では早速、生徒の無事を確認いたしまして、警察へ連絡をしております。保護者への注意の喚起をするようにというメールを中学校のほうから各家庭に発送しております。今後は、当分の間は保護者が生徒を送迎するということにしておりますけれども、報告を受けた警察では、捜索後に、今週中にも該当者に警告をする予定だというふうに伺っております。この件以外には特に問題となる報告は上がっておりませんが、やはりこういった事件が発生いたしましたばかりですので、ちょっと気になっているところであります。以上でございます。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵君) はい、教育長の答弁がありましたが、9月の15日、午後6時、川辺、女子中学生に若い男の子、自転車に乗って声をかけたということで、把握はなされているということで承知しました。令和4年9月定例会において質問しております、小中学校のいじめについては無く、令和4年4月から9月までのいじめの件数は、中学校1件、小学校、南小、北小とも0件で、中学校の1件は5月の新規で確認されたもので、9月現在、この1件は既に解消されたと報告を受けております。不登校については、長期欠席の生徒は9月現在で、中学校3名、南小が2名、北小は0名で、5名の報告があったということで答弁をいただいておりますが、本村における現状、また、いじめに対するアンケート調査について行われているのか、教育課長にお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。不登校の状況につきましては、毎月、学校から教育委員会へ報告がございます。今年8月末現在で不登校の児童生徒の数は、中学校4人、南小学校1人、北小学校0人の合計5人でございます。また、いじめのアンケートの実施につきましては、中学校と南小学校では、基本的に毎月1回実施しております。北小学校では年2回実施したとのご報告ございました。その結果、現在、いじめの報告はございません。以上でございます。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵君) はい。教育課長から答弁をいただきましたが、不登校については昨年と同じようですね。熊本日日新聞に掲載されておりますが、不登校新聞代表である石井氏の話によりますと、不登校の子や苦しくても頑張ってみようと思い学校へ通っていた子にとって、夏休み明けはとてもつらく感じられる時であり、夏休みの生活から学校中心の生活に戻り、子供たちから、新学期のことを思うと夜眠りづらい、食べる気もしないなど様々な声が寄せられているそうです。村内小中学校におけるそれぞれの環境状況があると思いますが、その対策として、どのように対応されているのか、教育課長にお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。不登校に限らず、学校へ行きたくないような問題につきましては、学校の担任の先生方だけでなくスクールソーシャルワーカーが中心となって対応しております。具体的には、毎月、少ない時で10件、多い時ですと17件、学校で関係者のケース会議、あるいは家庭訪問を行いまして、それぞれのケースに応じた対策を検討し、場合によっては医療機関などの専門機関と連携して対応しているところでございます。以上でございます。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵君) はい、対応策をされているということで答弁をいただきましたが、学校へ行きづらい、行きたくないと思う気持ちの子供たちがゼロであれば、それは幸いなことです。わずかでも小さい声が聞こえたなら、本人の話を聞き、しっかりと受けとめてあげることが大事だと思います。対策等について、教育課長から答弁いただきましたように、確実な対策、対応をよろしく願いいたします。3点目、ヤングケアラーについて。

○議長(黒木正照君) ここでちょっと午前中は、

○9番(市岡智恵君) いいですよ。

○議長(黒木正照君) 終わらせていただきたいと思います。

○9番(市岡智恵君) はい。

○議長(黒木正照君) よろしいですか。はい、ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からです。



休憩 午前11時56分

再開 午後01時00分



○議長(黒木正照君) 午前中に引き続き一般質問を再開します。9番議員、市岡智恵君。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。3点目に入らせていただきます。ヤングケアラーについて。令和4年6月定例会において、大人が担うようなケア、責任を引き受け、家族の世話全般を行っているため、家族とともに共依存の関係を築いた18歳未満を指すヤングケアラーについて質問しております。以前の調査によりますと、ヤングケアラーについては、日本全国の中学校2年生、17人に1人、高校2年生については24人に1人と報告がなされております。本村において児童生徒の情報、相談等はないと答弁をいただいております。その後、本村における現状はどのようになっているのか、教育課長にお尋ねします。教育課長と、また、保健福祉課長にお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい。まず教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。ヤングケアラーにつきまして、村内の学校からの報告はございません。以上でございます。

○議長(黒木正照君) 次に、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平川千春君) 保健福祉課長、お答えいたします。ヤングケアラーについては社会問題になっていることを踏まえまして、保健福祉課では、相良村要保護児童対策地域連絡協議会において個別会議のほうを開催しております。各関係機関において情報を共有しておりますが、病気や障害がある家族等の介護や家事、兄弟の面倒を見ているという児童生徒等の情報、相談等は今のところはございません。以上、お答えいたします。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵君) はい。教育課長、保健福祉課長と、今のところはないということで答弁をいただきました。熊本市によると、いじめ、虐待などに関する子供や保護者からの相談を受ける子供の権利サポーターを来年1月に開設する考えを示されております。日常的に家族らの世話を担って、ヤングケアラーや貧困など、子供を取り巻く環境が複雑化する子供を守るのがねらいであり、また、市内の8小中高校生を対象にタブレットを活用した相談の受付も検討されております。子供たちの幅広い悩みに対応したいとの考えであります。そこでお尋ねします。村内の現状を踏まえて、今後の支援策、また、取り組みについて、教育課長、また、保健福祉課長にお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) まず、教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。学校では、児童や生徒の遅刻や欠席が増えたりしたり、児童生徒に何らかの問題が起きているのではないかと考えられる場合は、学校の担任の先生だけでなく、学校や家庭の問題に詳しいスクールソー

シャルワーカーや保健福祉課と連携しまして、ケース会議、家庭訪問など行い、その実態を調査し、早期に対応を行っているところでございます。以上でございます。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平川千春君) 保健福祉課長、お答えいたします。今後の支援策につきましては、令和6年度子供家庭庁予算の概要として、ヤングケアラー支援体制強化事業が拡充される予定となっているため、国や県が行う事業等を活用いたしまして、相談体制の整備やリーフレットの配布による啓発などで、児童生徒やその家族の支援を行って参りたいと思います。また、現在の取組みといたしましては、個別ケース会議での専門機関等の関係機関との情報共有に加えまして、令和5年6月から保健福祉課内に子供家庭支援員を配置いたしまして、18歳未満のすべての子供とその家庭や妊産婦などに切れ目のない支援ができるよう、様々な不安や悩みについて情報提供やサポートを継続的に行っていき、ヤングケアラーの早期発見や情報共有に繋がりたいと考えております。以上、お答えいたします。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵君) はい。今後の支援策、また、取り組みについて、教育課長、保健福祉課長からそれぞれの立場で答弁していただきましたが、社会問題になりつつあるヤングケアラーについて、早期発見、相談できる体制の構築や支援策について、関係機関における情報共有しながら対応をお願いし、今後は、社会変化をもたらす、子供たちを取り巻く環境を注視していく必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○

○議長(黒木正照君) はい。次に、7番、高岡重盛君。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○7番(高岡重盛君) 7番、高岡です。今回2件の通告を行っておりますので、通告に従い、質問を行わせていただきます。1件目、小中学校給食により食物のアレルギーの有無についてお尋ねしたいと思います。それは、ある新聞に目を通していたところ、子供たちの食物アレルギー52万人という見出しで、公立小中学校などで食物アレルギーがある。その中で、児童生徒は6.3パーセントで、少なくとも先に述べたように、少なくとも52万6千人に上ることが公益財団法人日本学校保健会より、2020年度に調査で分かったとあります。13年度の前回調査から31.8パーセント、8ポイント上昇し、重いアレルギー症状のアナフィラキシーを起こしたことがあるのは、全体の0.6パーセントで、増加傾向で、専門家の話として、花粉症患者が増えていることで食物アレルギーの増加と関連しているのではないかと調査が22年10月12日、公立小中学校対象に実施され、77.6パーセントにあたる約2万5,000校の約830万

人の回答がなされております。前が長くなりましたが、この調査に村としても参加協力したいと思います。現在の状況を通じて教育課長にお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。現在、食物アレルギー者の有無につきまして、村内で食物アレルギーを持つ児童生徒は中学校に1名おります。以上でございます。

○7番(高岡重盛君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、7番議員。

○7番(高岡重盛君) はい、ただいま教育課長のほうから、1名はおられるというようなことでございますけれども、これからもそういう人たちが増えるじやなかろうかという気がいたします。そこで、発症者と家族、学校、三者間の連携の中、十分な取組みをされていると思います。アレルギーを持つ子供たちの苦しみについて計り知れないものがあると聞きます。子供たちの安心安全な食べ物の提供に、教育委員会、学校栄養士による栄養指導が行われているとはやはり思いますが、教育委員会として、現在の取組み等、対策についてお願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。食物アレルギー者に対する対応としましては、学校給食調理場では、相良村学校給食食物アレルギー対応食に関する実施要綱に基づき対応しているところでございます。具体的には、就学前の保護者に対し食物アレルギー調査を実施し、食物アレルギーの有無及び原因食材を確認しております。食物アレルギーの原因食材が、乳製品、卵、エビ、カニである場合は、学校給食、学校栄養教諭が保護者と面談し、病院の診断書に基づき代替給食又は除去食で対応しております。また、就学以降にアレルギー発症が判明した場合も随時、同様の対応をしたことがございます。以上でございます。

○7番(高岡重盛君) はい、教育課長。

○議長(黒木正照君) はい、7番議員。

○7番(高岡重盛君) 答弁をいただきました。まずそういうことで、これ、ここに質問の相手ということで掲載していませんでしたけれども、村のことにつきまして、村長に答弁をいただきたいと思います。今後、村として、アレルギーは花粉症の増加にもよると言われており、花粉症対策の計画はありますか。現在は、国において花粉症対策として、花粉の発症を見ないところの苗木の植栽等も行われております。村も、伐採面積が多く、率先して花粉の出ない植樹の、苗の植栽等は考えられないか、まず村長にお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(黒木正照君) よろしいですか。

{「はい。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) はい。アレルギーの人が増えたということで、私もその1人です。ありますが、花粉症関係で、今、7番議員言われました、スギ苗の花粉症の原因となる花粉が出れないスギ苗もこの頃出てきております。よって、今言われましたとおり、村内で伐採、あるいは間伐した後の植林について、そういう花粉症が出ないスギ、ヒノキについては補助したほうがいいんじゃないかという話でございましたので、まさしく私もそう思っておりますが、どのような補助でいくか。あるいはそうした場合、単独補助になるもんですから苗木の全額とはいきませんので、今のところ国、県の造林、間伐を含めた補助事業になっておりますので、それに含めて苗の補助ということが可能であれば実施していきたいと思ってる。現在、検討をさせたいと思っております。以上でございます。

○7番(高岡重盛君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、7番議員。

○7番(高岡重盛君) はい。ただいま村長のほうから、前向きな答弁をいただきましたが、村長答弁されましたが、何事も早く対応、対策取組みされる村長ですので、素早く取り組まれ、子供たちが安心してスポーツや学習に取り組めますように環境づくりをお願いしたいと思います。次に、2件目に入ります。国道445号、上下坂改良に伴う迂回路についてというようなことでお願いをしております。ここにつきましては長年、村として要望活動が実を結び、改良の実現の運びとなりました。残念なのは、今回の改良区間としても、最も危険であるS字カーブの改良が含まれてない。このS字カーブは皆様もご存知のとおり、多くの事故発生区間でもあります。早急の改良区間であり、9月4日には事故が発生し多くの車両の渋滞を見たところであります。早急の改良を望むところである。前が長くなりました。今回、質問を行うのは、今回の445号の改良の中で工事が行われる中で、迂回路の計画はないかということでお尋ねをしたいと思います。これは国、県の事業でありますので、村としては工法は分からないと思いますが、現在分かる範囲でも結構でございますので、ここにも挙げてしておりますけれども、これは建設課長でよろしいでしょうかね。

○議長(黒木正照君) 答えていただけますか。はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。県球磨地域振興局土木部工務課にお尋ねいたしました。当該工事施工による全面通行止めは考えていないというところで、片側の通行が可能であるというところから、迂回路の計画は現在ありませんということで伺っております。以上です。

○7番(高岡重盛君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、7番議員。

○7番(高岡重盛君) はい。現在、村道周辺において頻繁に測量が行われております。

村道の迂回路使用もあるかなという中でお尋ねをしたわけでございます。ただいま建設課長のほうから明確な答弁をいただきました。これで私の質問を終わらせていただきます。

○

○議長(黒木正照君) はい、次に、5番議員、中村重道君。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○5番(中村重道君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、5番議員。

○5番(中村重道君) はい、5番、中村です。私は2件の通告をしていますので、それに伴い順次質問していきます。最初に川辺川、廻地区の堰の上流にある堆積土砂について。廻地区の堰の上流から平川橋下流付近に砂利が大量に堆積しています。県の土木部と現場の状況を見てもらい、掘削等はできるか、できないかお尋ねします。建設課長、お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。ご質問の箇所堆積土砂除去につきましては熊本県球磨地域振興局土木部工務課に要望済みでございます。除去の時期につきましては、各所、順次指示されておりまして、随時施工されている状況でございます。今後も河川の形状及び堆積土砂の状況の変化等があれば、その都度連携を図り、要望して参りたいと考えております。以上でございます。

○5番(中村重道君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、5番議員。

○5番(中村重道君) はい。堰の上流付近から平川橋間で、田んぼの土手と道路の崩壊が何か所か発生しており、早急な掘削をどのように考えかお尋ねします。

○議長(黒木正照君) これはどちらにですか。

○5番(中村重道君) はい、建設課長。

○議長(黒木正照君) よろしいですか。はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。河川内の堆積土砂が原因で、そういった護岸を含め、道路等の崩土等が見られる箇所がございますので、災害復旧事業も含めたところで、随時、村が確認できた箇所につきましては県のほうにおつなぎ申し上げて、随時対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○5番(中村重道君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、5番議員。

○5番(中村重道君) はい。なんでこんな質問をするかと言いますと、下流の観音橋

付近、観音橋下流の蜻木の所の浜ん瀬の付近は、約 50 年前の河川の状況に掘削をやってもらっています。ということで、早く、やはり早急に堆積砂利を取ってもらえないと、やはりさっきも言いましたが、何か所か災害が、崩壊しておりますので、出ておりますので、県のほうにもう一回でも詰めてもらって、要望をしてもらいたと思います。村長の考えもお聞きしたいと思いますが、どうですかね。

{「はい。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 河川の掘削については、県、国のほうに強く要望しております。県、国のほうも要望に従って優先順位を定めて、村と協議してやっております。私が一番当初から、令和 2 年の災害後、一番初めのは河川の掘削ということで考えておりますので、国、県にはそれが届いていて、川辺川については早い処理はしていただいております。今、質問いただいた井手堰の左岸の田んぼの横の崩れた所についても県のほうがやると。右岸のほうも小栗毛の横はするということで、質問、私のほうにはなかったんですが、井手堰の土砂についても、令和 2 年の災害の時にはたくさんあって、去年も台風 14 号で堆積しておりましたが、私も 2、3 日前に見に行きましたところ、あれよりもだいぶ砂利等が減っていて、川辺東溝、西溝には影響がないということで安心はしております。また、廻橋、観音橋の下流の蜻木の上についても計画的に取っていくということで、あそこについては堤防の計画もございますので、合わせてやっていただくということで県のほうに要望しております。以上でございます。

○5 番(中村重道君) はい。

○議長(黒木正照君) はい。5 番議員。

○5 番(中村重道君) 蜻木と観音橋の上流と下流とは、もう何回も取ってもらっておりますが、ここの、さっき言いました堰の上の、あそこの堆積砂利は 1 回も取ってもらってませんので、建設課長も多分、建設課長になってから、状況がそういう状況と思いますが、確認といいますか認識はありますか。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。私も現地は確認しております。ちょうど船着場あたりの、川に降口については、あれはもう堆積土砂じゃなくて、今、県と国が行っておられるのが、河川の水面より上に出ている堆積土砂の除去ということで、まだ河道の下までの掘削は行ってませんので、その辺は河川関係部署と協議しながら要望していきたいというふうに思っております。

○5 番(中村重道君) はい。

○議長(黒木正照君) はい。5 番議員。

○5 番(中村重道君) 何回も言いますがスタンドの裏は、昔は人吉の砂利取りの人が船で、毎日毎日取って、そして堰の上に運んで、それをコンクリート用の砂に、プロ

ックとか、そういう昔の歴史を私は子供の時から見ております。というのが、あそのスタンドの裏の砂はとても良い砂で、今、これは2番になりますが、現在、生コン用の砂利が不足しているとも聞きますが、一番良い方法で対処してもらえばいいと思いますが、県と砂利会社と現場を見てもらって、そういう方法で取ってもらう方法もありますので、そこあたりは、建設課長どうですかね。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。掘削土砂を河川区域外の仮置き場等に搬出する場合は国有財産の処分となっております、その方法は国とかへの相談、それから他県の照会でも実例がなくて、具体的な方法が確立しておりませんでした。一方で河川区域から出さずに工事現場内で掘削土砂を引き渡す場合は、現行河川法の範囲内で処分可能となるため、熊本県におかれましても、この実効性を確認するために昨年の10月から球磨管内における河川内の掘削を伴う工事を対象に、人吉球磨砂利協同組合を引渡し相手といたしまして当面の期間試行されることとなっております。期待される効果といたしましては、議員ご指摘のとおり、球磨地域の復旧復興に必要なコンクリート骨材の安定供給に寄与し、河川掘削土砂の有効活用が促進されます。かつ、砂利採取業者が自ら採取するのに比べて工事手配の手間が軽減し、掘削積み込み等の費用節減が期待されるものでございます。ちなみに、この新たな取り組みの試行後、川辺川では1件認可され、砂利の掘削採取が行われているところでございます。以上でございます。

○5番(中村重道君) はい。そういうことで

○議長(黒木正照君) はい。5番議員。

○5番(中村重道君) はい。これでこの質問を終わりますが、次に、2番目の台風6号の雨により、河川の濁りについてお尋ねいたします。台風6号の雨で河川が濁り増水しましたが、未だに濁っている状況です。上流では何らかの原因があるんじゃないかと考えていたところ、五木村議会では泉町の現場を見ておられ、山腹面の崩壊が原因だと聞きました。このようなことで、どのように考えられるか、建設課長にお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。まず令和4年の9月の台風14号以降、今年度の台風6号を含めて、いわゆる上流のほうで国による、出水後、豪雨後に濁水の定点調査は定期的実施されております。原因とされるものも国のほうできちんと目視等で確認されておりますので、現在きちんとした調査に基づき、今後、対応されることと考えております。以上でございます。

{5番議員、挙手。}

○議長(黒木正照君) はい。5 番議員。

○5 番(中村重道君) はい。清流川辺川を未来の子供たちに残すためにも、私たち、村民の代表である議員、村の執行部と一緒に河川の山腹の崩壊、森林環境の保全、災害に強い森林づくりなど、県、国に強く要望していかないと災害はなくなりません。どうお考えですか。建設課長。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。まず、緑の流域治水プロジェクトの中にも、山林を含めた集水域というところで、山の治山ダムや治水ダム含めたところの整備、それから間伐再造林等の森林整備を推進されておりますので、今後そういう山林も含めた治水対策のほうを、村としても要望していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○5 番(中村重道君) はい。

○議長(黒木正照君) はい。5 番議員。

○5 番(中村重道君) はい。私が、ここ 2 週間ぐらい前も、雨が降ったせいで濁りが強く濁ってきました。ということで釣りの人たちも、うわあ、こんなに濁ってきて、釣りができませんねということでお話を聞きました。ということは、やはり泉町の崩壊の、山のですね、が原因だと思っております。というのが、先ほど私も言いましたが、五木の議会では現場を見て、そういうお話でしたので、現場をやはり見に行って、そしてその現場を見たうえで、どうするかを考えてもらえばと思いますが、村長どうですか。そういう考えを。

{「はい。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) すみません。5 番議員、これ 2 番目に入ってるんですか。質問。

○5 番(中村重道君) 今、

○議長(黒木正照君) 2 番目でよろしいですか。

○5 番(中村重道君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

{「・・・いいです。」と、5 番議員。}

○村長(吉松啓一君) 今、5 番議員言われました濁りの件。国交省のほうからも随時報告が来ておりまして、令和 2 年と去年の台風 14 号の後、直後と 1 か月後ということで資料もいただいておりますが、あれを見ますと川辺川の支流、五木で小川、その上、梶原川、それと五家荘に行きますと葉木とありますが、梶木に行くのが川辺川の本流だそうですので、梶木川が川辺川の本流ということで、本流のほうで葉木との合流地点から 1 キロにわたって、堆積の、川に 1 番多い高いところが 1 メーター 40 堆積してると。それが雨か、あるいは水が中心を流れますので、それを流れる間にドサッドサッと崩れてきて濁りが収まらないいいんじやなかろうかという話も聞いてお

ります。また、写真も見ておりますが、五木のほうは行かれたのでどうしますかということですので、相良の議員さんも行っていただければ国のほうに相談しまして、特に5番議員、産業福祉常任委員長ですので、相良も行くぞと言ってもらえば私たちも一緒に、国のほうにもお願いして同伴もしていただきますが。国、県のほうにですね。ぜひ行きたい、ちょっと見たいということになれば、治山治水ですので、連絡等はしたいと思っております。ただ、道からすぐ見えるところではないと話を聞いておりますので、少しその準備をされて行っていただければ、私どもも一緒に研修したいと思っておりますので、その節は、その決めるべきことは議会のほうで決めていただいて、その後と思いますね。どうかよろしくお願いします。以上です。

○5番(中村重道君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、5番議員。

○5番(中村重道君) はい。村長の前向きな答弁でしたので、私が五木の議員さんのお2人に現場をよく教えてもらって、現場に見に行くように段取りをしたいと思しますので、その時はお声をかけますので、一緒に行ってもらって。お願いしたいと思いますが、そうできますかね。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 段取りを、中村議員のほうから、産業福祉常任委員長ですので、そちらでしていただければそちらに同行いたしますが。五木の議会に聞かれてもそれはいいんですけども、河川管理につきましては県と国ですので、県と国にも行かれるとなれば、うちの執行部のほうからでも同伴を願って、この状態がこと、前の写真もあるもんですから、ただ現場を見るばかりじゃなくて、山のほうも見るがありますので、やはりもうせっかく行かれるんだったら国、県も執行部も合わせて見たほうがいいんじゃないかなと思うので。日にちの設定についてはそちらで設定していただきますが、いろんな内容については、うちの係もありますので協議させていただければと思います。以上でございます。

○5番(中村重道君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、5番議員。

○5番(中村重道君) はい。そういうことで総務課長と産業振興課長にも、ここに要望といいますか、そういうお尋ねしようと思ってということで、ここに挙げておりますので、執行部と一緒に話し合いをしてもらって、そういった前向きな姿勢で現場を見てもらいたいと思いますので、よろしくお願いしますして私の質問を終わります。

○

○議長(黒木正照君) はい。次に、2番議員、坂田朋美君。

{「はい、議長。」と、2番議員。}

○2番(坂田朋美君) はい、2番、坂田です。私のほうは一応2点ほど通告しておりますので、それに基づきまして質問のほうをさせていただきます。まず1点目、イノシシの被害についてでありますけども、村政座談会の多くの地区でも獣害被害、中でも特にイノシシの目撃情報であるとか、被害が起きているという発言が多々ございました。私の自宅周りもそうですけど、今まではほとんど目撃することがなかったんですけども、里道沿いとか、里芋とか野生で自生しておるんですけども、その芋付近も荒らし回ったりとかしておりまして、近くの田んぼなんですけど去年まではほとんど立ち入ることがなかったということだったんですけども、今年に入り初めて入った形跡があるということを聞きました。近隣の農家さんにおかれましてもお互い連絡を取り合って、情報交換しながら注意喚起をしている状況でございます。自衛策としましては、テープとか、あるいはネットで囲ったり、夜間に空砲を打って追い払ったり、点滅式の防犯装置を設置したりしております。特に畔の部分なんですけども、結構掘り返されている。川辺川沿いなんですけど、非常に足場が不安定になりまして草刈作業にも影響が出ております。猟友会の方とも連絡を取っておりますが、いまだに駆除には至っておりません。特になんですけど、この秋、収穫前の獣害被害には生産農家さんの精神的なダメージも大きくなり、最悪の場合は生産意欲をなくされて、それが耕作放棄地に繋がり、その田んぼがイノシシ等の住处になる悪循環になってしまいます。そこで、現時点での村内におけるイノシシによる被害状況はいかがでしょうか。産振課長にお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい、議長。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) 産業振興課長、お答えいたします。イノシシの被害についてというご質問ですが、まず被害状況ですね。村内の耕作されてる耕作地の全域において、特に畑のほうでは、トウモロコシ、里芋などの食害の被害が出ております。田んぼでは、先ほどおっしゃいましたように畦畔を掘り起こす被害とか、これからの時期は水稻の食害や収穫前の踏倒し、稲の踏倒しなどの被害が懸念されているところです。今、各地に被害は出ている状況です。以上、お答えいたします。

○2番(坂田朋美君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい、すみません。ちょっと続けてお尋ねなんですけども、近年、ここ最近はやはり増加傾向にあるものでございましょうか。また、被害額なんですけど、金額ベースでの資料とかあれば、教えていただきたいんですが。よろしくお願ひします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

○産業振興課長(倉田雅弘君) 産業振興課長、お答えいたします。今、令和5年度の被害の金額については、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後程ご報告さ

せていただければと思います。以上、お答えします。

○2番(坂田朋美君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい、増加傾向はあるんですかね。増えとる。まだ、データが
{「はい。」と、産業振興課長。}

ない状況ですか。すみません。じゃ、また後で教えてください。

{「はい。」と、産業振興課長。}

2点目なんですけども、ちょっと私なりに考えた有効な被害防止の手段ということなんですけど、イノシシの生態としましては警戒心が大変強いと。本来は昼間に移動するんですけども、人が少ない夜間に活動している。この夜間における活動において被害が出てるような状況だと思われます。対策としましては、草刈作業等によって住处となる耕作放棄地など、隠れ家をなくすこと。あるいは電気柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵等で囲って守る。私が以前に訪問した研修先のことでありますけども、集落で被害防止対策をお尋ねしましたところ、集落全体を柵等で囲ってらっしゃいまして、被害防止に効果が上がっていると。ただ、その設置する時なんですけども、地区住民総出で作業に当たっておられ、資機材を山の現場まで運び上げるのに相当労力がかかり大変だったということを聞いております。設置場所なんですけども、ちょっとヒントがあるのかなと聞いておったんですけど、下りの斜面のほうに構築しますと、イノシシの習性で降りるのが苦手らしくて、これちょっと効果があるというふうに聞きました。ほかに考えられるのが、とにかく人馴れをさせない。人は怖いもんだと、人は敵だと思わせるということで、根気よく地域連携プレーで追い払って、追い払うということですね。あるいは例えばなんですけど、放置された竹林の管理ですね。餌になる筍等がありますもんですから、そういった竹林の管理をなされているということがありました。このほかにも有効な手立てがあれば、教えてください。お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) 産業振興課長、お答えいたします。先ほどのご質問の増加傾向等も含めて、ちょっとお知らせしたいと思います。基本的には捕獲による頭数を管理することと考えております。現在、相良村の有害鳥獣捕獲隊の隊員は38名で捕獲活動に取り組んでいただいております。4月から8月までの、今年度に入って5か月間で、もう既にイノシシが92頭捕獲されております。前年度と、同期間と比較して確かに18頭の増となっているところでございます。そのほか、荒地などの隠れ場の、先ほど言われた解消を、今、対策で考えているのは、電気柵等の設置。また、イノシシは嗅覚のほうが鋭いので、臭いを利用した対策ですね。唐辛子、ニンニク、玉ねぎ、あと、人間の髪の毛なども有効ではないかと言われておりますので一応お知らせしておきます。以上、お答えいたします。

○2番(坂田朋美君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい。今、課長の答弁の中でも私と重なる部分が多くありました。被害対策につきましては、近隣市町村の対策を参考にされるのも良いのかなというふうに考えております。で、いろいろ調べておったんですけど、ちょっと変わり種といいますか、ユニークな商品があるようでございまして、短冊型なんですけど、これがシシが嫌がる唐辛子の成分を練り込んだ商品ということでございまして。設置方法も割と簡単でございまして、既存のネットあるいは電気柵を利用して吊るしたり、ロープを張って垂らして設置するだけです。労力も大変少なくて済むと。あとはその組合せですね。既存の電気柵と短冊型を吊るしていただくだけで、既存の柵ですか。柵と土との隙間から進入してきたのが、その匂いと風で揺れるということで警戒して立ち入らなくなり、効果が上がってるようでございます。対策と並行しましてですけど、耕作放棄地にならないように定期的な現地巡回ですね。既に農業委員会さんのほうで回られているかと思うんですけども、管理されていない田畑等が見つかりましたら、住処にならないように所有者に対して草刈作業まで行ってもらうように粘り強く交渉して欲しいと思います。以上、現在の耕作放棄地、私の周りにもかなりございまして、そちらの草刈り対策も併せて検討していただければと思います。最後になりますけど、村長の考えをお伺いします。

{「はい。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 近隣でも、相良村でも電気柵でしている高原地区、それと金網ですかね、晴山地区もされております。それと人吉市とか、ちょっと球磨村に集落の田んぼを全部金網でされている所もありますので、今、良い考えがおりということ、まずは大谷で実行していただいて、耕作放棄地の所を皆さんで切ってもらうとか、役場で切るわけにはいきませんので、実験していただいて、その成果が現れれば他の地区にもできればと思っております。良いアイデアを実行していくのが一番難しいと思いますが、ぜひ小さいところからやっていかれて、村は村でまた、電気柵とか金網等を設置できるように、また、大谷地区がどうできるか、その点も係として協議はしたいと思いますが、耕作放棄地については、まずはもう個人の地権者が第一です。それと二番目に地域の方、特に高原で電気柵をされましたが、なかなか皆で下の草を切るのが大変だということで、班を分けると切るところと切っていないところがあって、電気が通らないという問題もありますので、まずはもう地域全体でやらないとなかなか難しいものですから、何遍も言いますが、大谷で実験していただければと思います。村は村で考えていきます。以上です。

○2番(坂田朋美君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、2 番議員。

○2 番(坂田朋美君) はい。村長のほうから答弁がありましたけども、やはり耕作放棄地、今かなりありますもんですから、これをもとに一刻も早く草刈等ができますように、また、地区の農家さんの方がいらっしゃいますんで、こちらとしてもちょっと話し合いしながら解決に向けてやっていければなというふうに思っております。次、すみません。2 点目に入ります。四浦地区の活動拠点についてということなんですけども、7 月の中四浦地区の村政座談会におきまして発言がありましたけど、地域住民の方々が集まれる場所が欲しいと、要望が多数挙がっておりました。具体的なんですけども、地域内に料理が得意なおられますもので、台所があれば一人暮らしの方にも、簡単ではありますが、食事を提供できるし、憩いの場的な場所があれば一人暮らしの方に対しても安否確認もできると話されておられました。また、四浦地区にはちょっとトイレ設備がないものですから、それも併せて検討して欲しいとの要望もありました。座談会以降の具体的な検討がなされてるかどうか、総務課長、お伺いします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。まず、この四浦地区の拠点施設につきましては、令和 4 年 12 月定例会におきまして 2 番議員さんからの一般質問に対してお答えしておりますが、相良村振興策におきまして四浦地区交流施設整備として計画を上げているところでございます。議員、おっしゃられたとおり、7 月 11 日に中四浦区の村政座談会におきましても、お店がない。買い物などが不便。四浦こんにゃくや四浦和紙を使った施設が出来ればなどのご意見がっておりますので、今後、施設の内容、規模、設置場所、管理方法などについて検討しているところでございます。以上でございます。

○2 番(坂田朋美君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、2 番議員。

○2 番(坂田朋美君) はい。地区の住民の中にも、いろんな意見をお持ちだと思いますので、より多くの方々を訪問して意見集約をしていただければと思っております。私なりに考えてみたんですけど、ちょっと 2 番目とかぶる部分がありますが、候補地としましては、同地区には空き店舗もございますので、水回り、あるいは住居の傷み具合を調査して使用できると判断されれば、改修工事費用の問題もございますけども、経費面でも幾らかでも抑えられるのではないかと思います。また、候補地なんですけど、四浦郵便局横の駐車場スペース、こちらもありますんで、どうかなと思っております。地元の方々が言われますには、やはり結構高齢化の地区でもありますんで、体が動ける間に造って欲しいという要望は受けております。その施設についてなんですけど、店舗面積も制限されるかと思いますが地元産の野菜であるとか、加工品をさ

れてる方がいらっしゃいますので、それを販売できるミニ道の駅的な展示スペースがあればということも仰ってまして、これがなおかつ買い物支援に繋がると思いますが、国道沿いであるならば車で走行中に立ち寄られる方もおられて、交流人口の増加にも繋がるのではないかと考えております。あと、最後に村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 答えします。拠点施設ということになれば村職員を置くか、あるいは地元でもらうか、その経費をどうするかということでいろんな問題が出てきますが、振興計画にも載っておりますので、四浦地区の1か所ということであれば田代地区が該当するんじゃないかと考えておりますが、まだ、どこをどうだと、空き家をどうするということまでは考えておりません。ただ、田代地区には国道沿いに11か所の空き家がございます。それも含めて、空き家対策は対策でしていかなければなりませんが、そういうのも含めて、2番議員が言われましたとおり郵便局の横とか、あそこは村営住宅もございますので、あとは店とか何とかという話がございますが、それは自動販売機とか、ああいうふうなことでなってくるか、どういうふうになるか、特にあそこにお店をお持ちの方が自分のスペースの外にそういう憩いの場を造ってもらうとか、民間でもいいわけですので、造る場合はですね。そういうのも考えていくと。また、今ちょっと思ったんですが、大谷地区の老人会、失礼しました。敬老会に出席させていただきまして、冒頭だけでしたので、あとはもう懇親会は行きませんでした。大谷地区は国道沿いで一番場所が良くて、詰所の後で、ああいうところは、大谷は大谷の地区の人が開放して、あそこで話をするとか、そういう場、そういう場でされれば田代まで行く必要はないし、それはそれでやり方はあると思います。ただ、私どもが進めております拠点というのは四浦地区全体のことでありますので、それについては、またじっくり検討はしていきたいと思っております。以上でございます。

○2番(坂田朋美君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい。地域住民さんの長年の要望にぜひ応えていただきますように、よろしくお願いいたします。以上で質問のほうを終わります。

○議長(黒木正照君) ここで暫時休憩いたします。再開は2時10分とします。



休憩 午後01時57分

再開 午後02時10分



○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。次に、3番議員、永田

博人君。

{「はい。」と、3 番議員。}

○3 番(永田博人君) 3 番、永田です。私は、通告書どおり 2 点について質問いたします。まず、空き家対策についてであります。村政座談会において質問がありましたが、現在、村内における空き家について、総務課長に伺いますが、どれぐらいあるのか。修復可能な空き家と、もうほとんど手をつけられない空き家と分けて教えていただきたいと思いますが。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。令和元年 6 月時点、この時に村内の空き家等を調査いたしました。この時の空き家の戸数が 158 戸です。当時の内容で、そのまま再利用できるものが 8 戸。小規模修繕又は再利用、小規模修繕により再稼働が可能なものは 41 戸でございました。なお、この二つにつきましては建物の外から職員等が中を確認して、村の判断で、そのまま再利用できる又は小規模修繕によって理由は可能と判断したものでございます。現在、空き家等の解消が進みまして、現在、すみません、令和 5 年 9 月 1 日現在の空き家の数は 148 戸でございます。以上でございます。

○3 番(永田博人君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、3 番議員。

○3 番(永田博人君) 総務課長から説明がありましたが、148 戸ですかね。8 戸のすぐ利用できる、小規模修復で 41 戸というような話でございましたが、現状、修復で住むようになれる住宅は、住宅あるいは家庭菜園がついてる家、修復不可能な家などを把握しておられますが、空き家になって、親戚や近隣の管理される方がおられる家は、ある程度、財産的価値は維持されて評価されると思いますが、私がこの間、十島陣ノ内の集落座談会においては、たまたま何ですかね、災害に遭った住宅で一人暮らしで、あとは人吉に姉さんか誰かおられるというところで、大変荒れているという話を聞きましたもんですから、私、実際に見に行きました。周辺の方のご案内で見ましたところ、もう庭にも入れないような状態でございました。たった 2 年ですね。3 年ですかね。これはもう誰も手をつけていない。隣に新しい家が、そこも水害に遭って、災害に遭ったところなんでございますが、そこでちょっと倒れて、私も怪我までして見てきたわけですが、近所のボランティアで親切な方がおられまして、大きな木は切ったということで、その家の人は大変助かりましたと。ところが水田に寄りかかっている萱とか、そういったものはそのままの状態であります。そういった家がそこに限らず十島陣ノ内にも 1 軒あって、そこはイノシシとかシカの、何か巣になってるんじゃないかなってというような話も聞いたわけなんです。このような空き家対策については、相良村でも少しは、空き家対策等、少子化対策、高齢化問題など、たくさん問題抱えて

おりますが、一つ一つ何か対策をしないと解消しないんじゃないかというふうに思っていますが、その辺のお考え、村長、何かあればお答え願いますか。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 現場を見られたのは西村地区だと思っております。

○3番(永田博人君) はい。

○村長(吉松啓一君) そこについて、隣の人から連絡がありまして、私も去年、見に行きました。そしてこの頃も調査しましたところ相続放棄をされている。全部が。だからこういう場合はいろんな法的手続きをして、ただで払い下げるにしても60万以上かかるというお話がございまして、何せ手続きが大変だということで、なかなか相続放棄したところは購入が難しいということで、また、隣の人も購入したいとは思わないと。ただ、この家が、土砂がそのまま入ったままですから、どうにかしてもらいたいという話でしたが、木については、それは切られていいんじゃないでしょうかという話はしました。ただ、近隣の田んぼに萱があるというところはその近隣の田んぼの人が刈ってもらわないと、よそは皆そういうふうにしておりますので、自分方の田の畔ばかりじゃなくて、迷惑するところは近隣の人が刈るということで、それについては問題はなかろうかと思います。ただ、今こちらでおられない方は、あまりご存知じゃないと思いますが、もう家があるところが売れないと。解体すれば2、300万いるということが多くて、そういうこともあって相続放棄も増えてくるんじゃないかなと思います。何せ個人の持ち主がいて、それを法的にどうだこうだということとはなかなか難しいものですから、空き家になる前に、今度、養毛のほうで空き家になるのかなと思ったらですね、両親が亡くなられて娘さん2人で協議されて、すぐ不動産に言われてリフォームされて、不動産のほうがやられるということがありましたので、ここは安心だなということで、その娘さんに尋ねたところ、そういうこともしましたということで、これは安心だなということで、そういうところもあります。よって、やはり近隣の人が気をつけて、ここは出て行かれるんだ。あるいは墓参りに来られた時にそういう話もされて、やっていかれればと思っております。何せ解体費が高いものですから、これが一番ネックだということで、非常に、もう日本中でしょうけども、この解体費をどうにか補助事業か何かあればしていいんですが、西村地区については相続放棄ではありますが、今のところ誰の持ち物かと。国が裁判所かになるものですから、そうなった場合、勝手にどうもできないということがございます。よって、法的にはもう全然できませんので、あとはもう集落の方が私的にどうされるかということが一番だと思います。集落の方がもう必ず、どうにかしてくれという話ですけども、なかなか空き家についてはそのような状態で、もうしょうはどうも、行政としてしょうがないということでございます。前、上川辺で水路に、飛行場用水路に斜めに来てるからどうにかしてくれってだったんですが、これもそのままし

ておきましたがとうとう水路を塞ぎましたので、その場合は、土地改良区がその分については除去しております。ただ、倒れたところだけ除去して、全体の家についてはもうそのままということになっておるものですから、やはりどうしても隣に迷惑をかけるとか、あるいは道路に迷惑をかけるという場合には、またいろんな処置があると思いますが、今の状態ではなかなか難しい面がございます。国のほうでどうにかそういう対策もやってくるようになれば、また違ってくるんじゃないかならうかと思います。以上でございます。

○3番(永田博人君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、3番議員。

○3番(永田博人君) 実は8月の25日に、熊日新聞に空き家ゼロ円対策というのが載っておりました。これを参考にして、これはいいことだななんて思ったんですけど。この村に当てはまるかどうか分かりませんよ。しかしながら、掲載された、移住促進に繋がる対策として、富山県のある町のある、無償譲渡可能な空き家を紹介して0円で空き家バンクを運営している。譲る側あるいは取得する側の中に、それぞれの経費を村が補助するという形で、今も村外から、あるいはよそから来た者には幾らか補助制度がありますよね。それと、子供が移住してくれば、また幾らかありますよね。そういうところを合算して移住を促進しているというところで、どなたか、村にそういう担当がおって、そういう斡旋ができかなというふうに考えたわけですが。それぞれの発生する経費を村が補助するという珍しい取組みがありますから、村外からの転入者等補助金。子供がいるなどの条件で満たしていれば既存の補助金制度を負担してやるとかですね。全国の自治体の物件情報を提供する空き家バンクを運営をされ、全国の自治体では空き家バンクが運営されていますが、不動産需要の少ない本村には、相良村不動産需要は少ないですよ。安い。その中でまた不動産屋が入れば、また高くなるわけですけど、話し合いの中に村が入って、そういった物件が残されていく、買い手や借り手がつかないまま残されてるケースが多いものですから、そういうものを把握して、例えば何件かまとまれば築70年ですよ。ここは解体費用が出ます。あるいは台所とか、風呂の費用が出ますよということのですね、ツアーかなんかやって都会から招き入れる。今、都会から来る、古民家とか、いろいろテレビでやっていますが、流行ってますが、何か対策をしないと、この空き家はもうそのまま残っていくんですよ。残っていくと思います。そういう事で、買いたい人が見つかりやすいことをしてやればと思ってます。売りたい人も、村が斡旋するなら安心ということで、やってもらえればと思いますが、村長にお尋ねしたいのが、今後この対策について、お考えがあるかどうか、お願いします。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 熊日に載っていたということで、私も見たかもしれませんが、

ちょっと内容的に分かっておりませんが。0円ということは、売る人がもう0円で売るということになれば、それは村に寄付するような形でしょうが、場所によってそれが可能であればそういう方法も、今、3番議員が言われた方法ができれば、やっていきたいと思っております。ただ、どういうふうにやるのか。空き家もこの空き家は有効だという所は、不動産の方が早めに行って改造しておられるという所が多いものですから、残っている所は道が狭かったり、あるいはもうどうにも登記ができないとか、そういう所が多いものですから、そういうのが登記でも可能になれば、今言われた方法で、1軒でもあればそういう方法をやっていければ、そっちの方で検討したいと思っております。以上でございます。

○3番(永田博人君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、3番議員。

○3番(永田博人君) もう1番も2番も既に終わったわけですが、ぜひ、これの対策、空き家の対策、あるいは、もう私もずっと今度の座談会はほとんどこっちのほうは出席させていただきますが、空き家のこととかイノシシとかシカとか、そういったいろんな村の課題を出されました。お年寄りもだいぶ高齢化して、私が知ってる人は、ここを伐採した人も、自分からできることは県道とかも自分で払ってますよという話もされましたが、その人たちができるのは限られておりますので、ぜひそういったものを真剣に取り組んでいただきたいと思います。次、2番目にいきます。2番目の井沢、錦に架かる木綿葉大橋、この下の広大な敷地になるわけですけど、ヨシクサとか柳の木とか、あるいは、去年ちょっといろいろ話がありました球磨川と川辺川の合流点の三角地とその下のほうの砂地のところとか、いろいろ計画はされたこともあるだろうし、今後の計画についてお尋ねしたいと思います。井沢地区の人が持つてる農地もあるわけです。これ2番も一緒に村長にお尋ねしたいと思います。2番のことも。今はイノシシとシカの住処になってるわけですね。もうご存知のとおりだと思います。猟師さんに聞けば、あそこで駆除するのはちょっと難しかばい。あの中に、ヨシクサの中にくじってしまって出てこんって。そうだろうと思います。そして、今現在、もうイノシシの子供が有路を通って、有路と言いますかイノシシの通り道ですね。シカ。通り道を通って、もうちょろちょろ上がって来たいな。もうちょっとすれば、米が取れる時期になれば、黄金色に実った時には、もう無いかもしれん米は、という話を、1人はされておりました。あの向かい側の錦については遊水地として何か計画あるそうですけど。まだ1回も交渉に来なれんもんな、どうなっとどだろうかという話もありました。球磨川と川辺川の遊水対策というか、治水対策は一本で考えなければいけないと、私は常日頃思ってるわけですね。相良村については川辺とか柳瀬の、今度の遊水地にしてももう大体目途がついたんですけど、あそこは遊水地の計画も何もないわけですね。広いところですからいろんなやり方が、捉え方があると思いますが、遊水地にしても、川側に堤防を置いてそこに掘って、そこに牧草地をし

て。上の台地の方にもお聞きしましたが、おどま牛を飼いよるけん牧草作んなれば管理してやるばいという話もありました。牧草地として利用すれば、わざわざ柳とかアシとかヨシとか、あぎゃん太くならないうちに牧草をして牛の餌にすればどうかなと思いますが、もう1回、国交省、あるいは県のほうに、あそこの有効利用についてご相談していただければと、村長、と思いますが、いかかでしょうか。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) あの地区につきましては、字が猪ノ有路というところで猪が多い所ということになります。国交省のほうに以前、2年、中洲の遊水地と並行して、あそこも遊水地にどうでしょうかという話は申し上げましたところ、現在のところあそこは考えていないと。よって、対岸の錦地区について遊水地、田んぼは普段植えていいが、あとは遊水地とするということで、地役権方式でやるという区域になっておりますが、今言われたとおり錦のほうに井沢地区の地権者もたくさんおられますので、その方々にお聞きすると、まだそういう交渉もないし話し合いもないということです。それはもうぜひ錦のほうで進めていただいて、遊水地としてしていただければ西村、陣ノ内もだいぶ助かるんじゃないかなろうかと思っております。それと並行して、今、質問されています井沢の下、小原の下までかけて、面積を調べたところ12丁3反、約12ヘクタールあります。よって、令和2年の災害前だったですかね、あそこに柳等が大きくなって、それを伐採してもらいました。国交省にですね。あるいはその後だったかな。その前後だと思うんですが、それからそのままになっていますので、しばらくすると同じ、また山林になってしまうということです。もう一度、国交省のほうに、地元から遊水地あるいは遊水を有する地区、河川敷地ですね。それでしてもらって、今、言われましたとおり、あとは牧草として地元の人が利用するからという話があればそういうのも含めて、国のほうに再度、要望したいと考えております。以上でございます。

○3番(永田博人君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、3番議員。

○3番(永田博人君) お世話になりました。今言われた12ヘクタールもあれば、前の錦町の遊水地がどれくらいあるか分かりませんが、井沢の方の農家があそこまで耕作に行ってるんですね。1人の方は3丁とか言いよなったですかね。そういったところも、あそこがあればもうこっちはよかつじやなかろうかという話もあるもんですから、あればと思いますし、また、要するに後はどういう管理をするかということだと思うんです。そのまま放置しとけば、切ったばかりではそのままですよ。私、常々思うんですが、今度遊水地造ったところ、阿蘇の内牧の遊水地も農家の方がちゃんと管理してらっしゃるんですね。牧草を植えて牛の餌にしたりですね。そういった道筋をつけて、国、県に提案しないと、国、県も切りっ放しでは何もならんばいという考えだろうと思います。私たちも協力するから君たちもやってくれんかというような言い方

で、ぜひ交渉してもらいたいと思います。そして、錦町の遊水地がどうなるか分かりませんが、あそこは綺麗な田ん中で、もったいないなと思いますが、こっちのほうはもうほとんど使っていない。一部の業者があそこに、井沢に建設業者がおられますが、資材置き場にしておる。あとの農家の方はもうほとんど使っていない。もう耕作放棄地だというふうな話でございます。ですからぜひ、そういった所も国、県に買収していただいて、イノシシ、シカの巣にならないような耕作条件をつけてやって、上のほうには何人か牧場してらっしゃる方もいます。名前言えば何人かあるんですが、そういう人たちも、私ずっと回ってみました。おどんが作るばいって。ものすごい大型トラクター持ってられますから一遍に済むと思うんですね。あんな広いところだったらですね。そこをもう1回交渉していただいて。もうこれはもう回答要りません。そのように交渉していただけるだろうと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。以上で私の質問終わります。

○

○議長(黒木正照君) はい、次に、8番議員、小善満子君。

{「はい。」と、8番議員。}

○8番(小善満子君) 8番議員、通告書に基づきまして質問いたします。私は今回初めてです。一般質問が一番最後になったのがですね。本当にこれ、くじ運が悪かったもんですから一番最後になりましたけれども、今日は簡単に、最後でございますので、皆様にもあんまり質問しないというようなことに決めておりますけれども、その成り行きによってどのようになるか分かりません。

{笑い声あり}

それでは、私、二つほど挙げておりましたのでよろしくお願いします。まず最初に、相良村の誘致企業である肥後ファームについてということですので。この1番に書いてありますように、6月の定例議会で質問しました肥後ファームの件については、内容につきましては、今後のあり方について、県の職員、村の職員、肥後ファームの事務所の方と三者で協議するということなので伺っておりますので、まず最初にそのことについて、どのような話し合いがなされたのか。見通しがちょっと明るくなるのかなと考えておりますが、そのことについて、詳しくご説明をお願いしたいと思います。総務課長。

○議長(黒木正照君) 総務課長、よいですか。

{「はい。」と、総務課長。}

はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。6月29日に役場、熊本県、事業者のほうで現地のほうを確認したところでございます。今回の協議におきましては、まず、整備された機械が有るのかどうかの確認、それと加工場再稼働について協

議をしたところでございます。まず、現地確認におきましては、事業者のほうで親会社のほうに機械の一部を売却したという事案がありましたので、この件については、元の肥後相良ファームのほうに、機械のほうはまた戻してもらったと、対応しているところでございます。また、加工場の再稼働につきましては、事業者のほうから人材の確保が困難であると。なので、村のほうに協力依頼があっております。まずは工場の管理者、いわゆる工場長のほうを確保したいという考えを述べられております。また、加工する品物、材料あたりをどうするのかというところについても、事業者のほうから、村のほうから協力できないかと。いろんな確保できる品物、材料がないかというところで協力依頼のほうがあったところでございます。その中で、現在の加工場の機械が、もともと大和芋を加工するという機械でしたので、材料をあれこれちょっとすることができませんので、今、話があつてるのが、蕎麦については、今、事業者のほうでは加工品を開発中というお話。あと栗については、規格だとか量、価格などが、事業所のほうが購入したい、もらいたいという内容とマッチすれば、栗の加工についても可能性があるんじゃないかなというところのお話があったところでございます。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 今話を聞きましたら、大和芋だけをするというような肥後ファームではなかったですね。私はその当時の、落成式の時の資料を探して持ってきましたが、もちろんメインは大和芋なんですけど、野菜なんかも、相良農場と決めてあるんですよ。相良村球磨工場の相良農場。そして、そこは大和芋がメインですけども、いろいろなできる品物についても、あそこで独自で開発した、冷凍できる機械を利用して、それを販売するというようなことでこれには謳ってあります。だから、今、肥後ファームが大和芋を変更することはできないから再稼働はできないとか、そんなこと言われたら口実ですよ。もう自分がしたくないんですよ。だからしたくないので、どうにかしてここを逃れたいというようなことでございますが、逃すわけにいかないんですよ。これは相良村の誘致企業でございますので、それが簡単にそうすかかって引き下がるようなことはできないと思っております。しかも相良村のお金も相当使っておりますし、国、県からのお金が驚くほど出ております。だからそれを、国、県から平気に考える必要はないんですね。私たちの税金が回り回って国や県から支出するというようなことになっておりますので、そのようなことを簡単に引き下がるわけにいきませんよ。もうしないならしないで全部返せと。今まで使ったお金は全部返してくれというくらいの強みがなければ、向こうはもう何かしらもう、こちら相良村が何かしらの、ゆっくりしてたら、もうそれをマンネリ化して、時効があるかもしれませんので、時効までそのように終わろうと思ってるのかもしれませんが、このことについて補助金とか何かがもらったことについて、私、その当時の24年、平成24年か

ら 25 年のこの資料を探し当てました。26 年まで。これは、この、私が今から言う金額につきましては間違いがございませんので。これは 24、25、26、一般会計歳入歳出の決算書の抜粋でございますので、この資料が間違っているというようなことはございません。今からこの内容について言いますが、機械の購入、先ほど総務課長言いましたね。機械の一部については有るかどうかなというように確認されたということですが、これは 24 年の補助金。企業等農業参入支援事業費補助金で 851 万 1,000 円交付されております。この内容は機械購入、営農経費等に対する補助金ということで記載してあります。それから、負担金、補助及び補助金なんですが、農業農村整備推進交付金事業費補助金ということで 200 万、これは補助整備に対する補助金ということで、合わせましては 1,051 万 1,000 円です。この中では一般財源はゼロでございます。全部、国、県のあれでございます。25 年度は修繕料ということで、企業誘致地内水源地窯修理。蓋ですか、蓋を修理ということで、北小学校跡のプールの誘致水源地施設ということでありますが、これが 21 万 3,500 円。それから、地域経済循環創造事業補助金ということで、これは加工場の建設のお金なんですけど 5,000 万。これは国、県の補助金なんです。支出合計が 5,021 万 3,500 円。一般財源は 21 万 3,500 円。これは村が出ております。それから 26 年度、商工費としまして、誘致工場水源地給水等修繕ということで 41 万 4,585 円。これは水量を確保するための水源地の集水施設の修繕で出ております。今度は委託料なんですが、その次、誘致工場用水ボーリング委託料 313 万 2,000 円。これは安定した地下水保全のために掘り直したんですね。こういうことで出ておりますし、工事請負費としましては誘致工場揚水ポンプ設置工事。それが 240 万 3,000 円。委託料。補助金としまして誘致工場貯水タンク設置補助金 427 万 8,000 円。貯水タンク設置にこれだけありまして、支出合計が 1,022 万 7,585 円。そのうち一般財源、村の予算、お金を出したのが 722 万 7,585 円ということになっております。これを 24 年から 26 年を合計しまして 7,095 万 2,085 円出てます。そのうちの一般財源が 744 万 1,085 円ということになっておりまして、国、県の補助金はこの中から、それを合わせまして、合わせではなくて引き算すれば 6,351 万 1,000 円が国、県が支出するお金でございます。私がなんでこのようなことで声を高らかにしているかといえ、もう肥後ファームは、もう設立して、落成式、落成したのが平成 24 年なんです。平成 24 年に落成をいたしまして、それからもう本当、本格的に稼働したのは 3 年ぐらいしたかなと思っております。私たちは、なぜこのような 700 万も村のお金をつぎ込んだと思いますか。これは従業員を 30 人ぐらい雇用するということで、村も企業がないから、そのように 30 人も雇用していただいたら、少しは村もいいんじゃないか、活性化になるんじゃないかなということで議会もこれを認めたわけなんです。結局はもう何にも、雇用も成り立たない。お金だけ出してそのまましてるということは絶対許されることじゃございませんので、これは徹底して、もうこの誘致企業と県と話を、もう県と国のお金については、もういいです

よね。私たち関係ないから。だけれども700万以上出しておりますので。村が。これは絶対返していただくようにしなくちゃいけないと思っておりますが、そのことについて、村長、お考えをお願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 24年度の村の誘致企業ということで、私も議員させていただいておりましたが、その中でフードバレー構想の、熊本県のフードバレー構想の第1号ということで、だいぶコマーシャルをされたみたいでございしますが、係のほうには村と企業といっても、フードバレーの第1号だから県に中に入っていて、県のほうで、もう補助金は県経由で来るものですから、村がトンネルであろうと。だから、県の立ち会いのもとでいろんな交渉はしなさいということで言っております。内容については今、8番議員が詳しくおっしゃいましたので、ようやくその辺のところだと思っておりますので、今後については企業のほうがどうされるか、こちらからどうしなさいとか、そういうことは言われませんので、まずは企業のほうがどうされるか。また、国、県の補助事業だものですから補助金の返還とかそういう問題も出てくるんじゃないかならうかと思っております。そういうことも企業が考えて、いろんな方策を今やれると。こちらのほうに求めていると思いますが、こちらはこちらで賃借料等もございしますので、毅然とした態度で対応したいと考えてます。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) この質問事項は、この1、2、3、4と書いてありますので、4件あります。12回はできるということで理解してください。

{笑い声あり}

総務課長、このことについて、県も入ってお話してもらったんですよね。県のほうの態度はどのような、話し合いの中でどのようなことで、態度、態度ですよ。もう絶対県は、県の職員は自分のお金出したわけでもないんだものですから別に心も痛まない、懐も痛まないですよ。だけれども、そういうようなことで、やはりびっくりするぐらいのお金が出てましたでしょ。工場だけで、工場のあれだけで5,000万も出してる。それを、これをもう、こういうことは見逃すわけにいかない。絶対見逃しちゃいけないんですよ。これはみんなの税金ですから。というようなことで、県の方の、その当時の三者でした話は、それとその会社、会社の方がどのようなことを考えてらっしゃるか。機械のことばかりじゃなくて、今後のことについてどのようなことを考えているか。そのことについて総務課長、その当時の雰囲気をお願いします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。私が会議のほうには出席しておりませんので、担当のほうから内容を聞いております。まず、県のほうの発言、

また、思いをつきましては、まず相良の品目を使って早く事業化をしてもらって、ブランド化、経済効果に繋げて欲しいという話を県のほうからはしていただいとてるところでございます。それと、先方のほうにつきましては、先ほど申し上げたとおり、まず人材の確保が事業者だけでは困難というところで、村のほうに、いわゆる工場長を確保したいというところで、そういった人材の確保にまず協力してくれというところの話。あとは加工場で確保する品物、材料あたりの、どんな物があるのか、どれぐらい取れるのか、そういったものを提供してもらいたい。一覧表を提供してもらえないだろうかというところのお話があつてるところでございます。業者としては、この前もお話ししてるんですけども、再稼働したいという意思で今動かれてるというところでございます。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 肥後ファームについても、再稼働しますとかいうようなこともちょっと言われていると聞きましたが、私が6月の時に一般質問した時に、議会だよりに書きました。載せました。この写真。肥後相良ファームの現状ということで載せましたが、この写真がものすごく、もう茂った中に、どこに肥後ファームがあるのかなというようにことなんですよ。これは、その時のあれした時の写真なんです。落成した時の。この時は立派な、立派な写真です。相良肥後ファームということで、北小学校の所を改築しているんですが、これにはもう、ここにちゃんと、施設がここにも大きく書いてあるんですよ。肥後ファーム、相良村の工場って。だけど今この工場というのは見えるかもしれませんが、もう周囲が草だらけで、どこが入口かわからないような状態なんですよ。だからそのように荒地、しかも中はどのようになっているか見たことないから分かりませんが、中もさぞ傷んでるだろうと思います。だけどその中身についても5,000万もかけて造ってるんですよ。5,000万って言ってください。1軒の家が、立派な家が2軒か3軒が建ちますよ。そのようなことに無駄なお金をここに費やしてると。これを相良村がした、誘致したからでしょうけど、あまりにも肥後ファームが、工場関係者が、このようにお金を使っておりながらこのまま黙っておると。何年も黙ってるということは許されることじゃないですよ。しかも国、県の補助と言っても皆さんの税金ですからね。そこはよく考えて、このことについては追跡しなくちゃいけない。絶対許すわけにいかないってと思ってます。私もこの6月の定例議会にまでは、その前もいろいろ肥後ファームのことで質問しましたけれども、もう半分、本当忘れかけていたんですよ。そしたらこの前の、あそこで、運動施設で説明会がありましたよね。いろいろ地域振興のことについての。国から県から来て、県の知事さんたちが来て、その時に住民が、来られた人が帰り際に私にしゃべられたんですよ。肥後ファームというのはどのようになつとつとなつて。それは四浦の人だったんですけど、その時に、ああ、なるほどと思いました。やはり住民の人が、

そのように気にかけてるということは、私たちは議員でございますので、住民の人よりも以上にそのことについては気にかけなくちゃいけない。しかも、そういう莫大なお金が出ている。それを見逃すわけにいかないと感じましたので6月の定例議会に質問して、その続編ですよ、今日が。これが終われば、またその次しますからね。続編ば。ずっと続編にして、何しろこういうようなことで、工場に、まず私は工場長も見たこともないんですよ。だからそのようなことで、やはり村に対しての説明、はっきりとした説明が必要じゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。どちらに質問したらいいですか。担当者でしょうか。村長でしょうか。総務課長でしょうか。総務課長。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) はい。総務課長、お答えいたします。事業がスムーズに今後いけばいいんですが、頓挫しないように、しっかりと我々も目を光らせて対応して参りたいというふうに考えております。その中で、ちょっと内容が詳しく、もし知りたいということであれば、私たちからでもお話をさせていただくなり、また事業者から来ていただいて直接話をするなり、そういった場についてはできるような方向で考えてはいきたいというふうに考えております。まずは自分たちのほうで、職員のほうで、しっかりと事業者のほうと対応して参りたいというふうに考えております。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 私が幾ら意気込んで質問しても、当事者がいないから、何にも正確な答えが返ってこないんですよ。だから当事者を、まず相良村の議員さんに、皆さんの前で、このようになっていきますのでというようなことで、説明をするような機会を作って欲しいと思うんですが、それはどうでしょうか。可能なことでしょうか。村長、可能か可能でないかお願いします。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 8番議員が質問されているということで、前は、このインターネットで見ておられたそうです。今回も、分かりませんが、見ておられると思いますので、それはもうそちらのほうで判断されると思います。私どもは行政にのっとった対応をしていかなければならないと思っております。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) もう昔、何年か前も、肥後ファームのことをした時も、一生懸命見とっていただいたということでございます。質問のことについても。だから肥後ファームも、気にはなってるんだなと思いますが、やはり私たち議員がこのような声

を上げないと、やはり会社も私たちに対しての説明もできないし、しないし、そのままなればマンネリになって、いつの間にか消えてしまうんじゃないかなと思っておりますので。やはり近日中で、ぜひぜひ議員さんを前にして、このことについての説明、会社から来て、社長は来なさいとは言いませんが、そこで事務される方とかが、そういうような主旨をいろいろ踏まえた方、責任者が来て、私たちに説明を求めたいと思います。これは一応お願いとしまして、この相良村企業誘致である肥後ファームについては、説明、これを質問を終わります。次、相良村防災ラジオによる村からの連絡方法ということでございますが、最近、村からの連絡方法はA Iを使ってらっしゃいます。そのことについて村民からいろいろな声を聞くんですよ。あら誰な、あがんこと言うとはとか、何か言い方がやはり一定だもんですから温もりがない。温かみがない。だから、私が言いました。あれは機械が言いよつとですよ。機械。なんでも機械化してしまえば村民も、もうつまらんねえって思いながら、口に出してまで言わないかもしれんけれども、私に声をかけた人は、3人か4人おられました。あらなんな、誰がしゃべつよつとな。あれ、機械がしゃべつよつとよ。今の現在の機械。・・・がしゃべつよつと。だからやはり、あぎゃんた聞こうごとかなってというようなことでもございましたので、これを元の職員、職員がいろいろ、係が変わって、いろいろ立ち代り、いろいろしゃべられますけれども、それが、やはり村民と接触する大切な場だと思うんですよ。役場に来る時も、その方がしゃべられたら、あの人だからあそこ、産業振興課に行きたいなとか言われることで愛着がわくんです。機械には愛着が全然、もちろん機械は血が通っておりませんので愛着ないです。全然。だから私たちでも、本当ねえと思って日頃から感じておりましたら、村民の方からこのように言われました。そうねって。だから昔の、また職員が言われるような、おしゃべりできるような、放送できるような環境づくりはできないものか。村長、お願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) ご指摘の防災ラジオにつきましては、A Iがしゃべっております、本当に村民の皆さん方、聞きやすい点、あるいは温情がないなという点がいろいろあるかと思えます。しかしながら、もう流れ的にああいうことになっていくようでございます。NHKのニュースも見てますと、アナウンサーが言って、間違えられないところはA Iに言わせるという形をとっているようでございますので、NHKの場合男性とか女性とかで替わられますので、うちのラジオの方が同じ声ばかりじゃなくて、どうか変えられればそっちで変えていきたいと思います。私が今思ってるのは、文章がそのまま言葉になってるもんですから、もうそれこそ強弱もないし、文章の言葉って、文章をそのまま言葉にすれば聞きやすい面もあります。ちょっと温かみがないもんですから。文章を入力するわけです。職員が。その段階でもう少し普通の声に近いような話し方で入力できないか、再検討させたいと思っております。また、

いろんな、他の面もあれば、今のところはこれでご辛抱いただいて、良い方法があればそっちに変えて。ただ、しゃべり方、もう今、総務課のほうにも1回は言いましたけども、文章がそのままに言葉になるということは、なかなか聞くほうも冷たく感じますので、文章の作り方をちょっと研究したいと思っています。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) これは、文章を幾ら作っても機械は機械なんですよ。しかもそのようにして、職員が言うのは個性があるからいいんですよ。個性があって、あの人が言ってもらったというようなことで親しみがある。機械はどんなに変えても親しみがない。しかも経費もかかるんですよ。A Iですれば経費がかかると思いますよ。職員が放送室にして、こうしているのはただなんですよ。時間内すればいいんですから。だけれども、機械のA Iですればお金もかかるし、村民にも不評。何にもメリットはございません。どんなに文章を変えてしてもA IはA Iなんですよ。だから、もちろんNHKでもA Iにさせるところがありますけれども、あれはアナウンサーが言った後、もういろいろなとこがつまってるところについてA Iが説明しますというようなことですから、あれはあんまり、本当のところNHKはどうでもいいからということであれをA Iにするんですが、それはもうすでにNHKはアナウンサーが言った後の、その今までのそうしまいとしてということでは言わせている。相良村は連絡事項でございますので、例えば産振課がする場合は産振課の女の人、男でもいいよ。言っていたくというようなことではあれば親しみがあって、役場に来るのが来やすくなるんですよ。何かですね、役場というところはとっても来にくいところなんです。来にくいところを、ましてや機械がしゃべるもんだから余計来にくくなるんですよ。だからそういうところは、やはり改善の余地があるんじゃないかなと思います。ということで、もちろん文章を変えてするということ、やり方もあるかもしれませんが、文章を変えて入力しても機械は機械なんです。だからそこを改善して欲しいと、私はもう切に思います。ということで、村長がさっき言いましたが、総務課長、改善して欲しいよ。総務課長。

○議長(黒木正照君) 村長やっで、決定は。村長どうぞ。総務課長は言われん。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) はい。今のところ、総務課長とも協議したんですが、どうしても今の機械で生の声が出来ないということですので、村民サービスがおろそかになるという話でございましたが、役場に来られた時に気持ちが入るように、職員に気持ちが入った説明が出来るように、そちらはそちらでやっていきたいと思いますので。役場に行きにくいという方もおられると思いますが、来ていただくか、うちのほうもいろんな形で村内に職員も回りますので、今日は8番議員が言われたこと、防災ラジオについてはこのままで、他の場面で親しみやすい職員を育てたいと思います。以上で

ございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) なかなか、いっぺんしたことについては、元に戻すということは難しゅうございますね。だけれども、経費を使って、そしてからもう全然、村民に不評のあるような放送の仕方は、私は駄目じゃないかなと思っております。それよりも職員がそれぞれ個性がございまして、その方たちが入れ代わり立ち代わりおしゃべりして放送するということは、何か親しみがあるし、あの人がしゃべったからあそこですねとか、教育委員会ですねとかいうようなことでも分かるわけなんです。機械はただ冷たくしゃべられる。血が、大体血が通っていない機械が言うんだから、私たちも、聞くほうも、もう本当に、その連絡、Aプラス、AプラスBはAプラスBって、素直に聞けばいいんですよ。それもう連絡事項だけが入ればいいんですけど、心がこもってないから聞くほうもあんまり聞きたくもないし。繰り返します。どこからです。どこの課ですとかいうようなこともないでしょ。役場からお知らせします。何かしますと言ってからですね。もう本当に、お伺いしますとか、こういうことで、本当に聞きたくないような、もうそれに慣れたらいいと思いますけれども、そういうことでですね、何回言っても同じですので、これで私の質問は終わりたいと思います。以上です。

—————○—————

○議長(黒木正照君) 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

—————○—————

閉会 午後 03 時 07 分